

1-9 都市開発分野

1-9-1 視点

都市農村間の経済格差により、アフリカにおける都市化が急速に進行しつつある。農村への商品経済の浸透が都市農村間の格差を広げ、少しでも現金収入の道を求める若者が都市へ流入し、その結果、出身農村への帰村・送金が再び商品経済を加速している。

また、労働移動の結果として食糧生産を担う中心的な労働力が不足し、農業のサステナビリティが失われ、作柄が不安定なうえに食糧の安定した輸送が確保されていないために、都市での基本的な食糧価格が大きく変動し、特に都市流入民にとって食糧の安定確保がままならない状態になっている。急速な都市化は経済危機の結果とも原因ともなって、都市と農村の均衡ある発展・開発を妨げており、都市の内部にも矛盾が生じている。スラムの拡大と衛生問題は、そうした都市内部の矛盾の典型であり、世界中の他のどの地域より深刻な様相を呈している。

アフリカの都市化は、「産業なき都市化」と呼ばれるように、先進国が経験してきた都市化とは異なる様相を呈している。他の地域には見られないアフリカの都市化の特徴は、都市での定住率が低く10年以上居住しても再び農村に帰る者もいること、都市人口自体は少ないものの成長率が高いために短期間（10年弱）で倍増する都市が出てくること、特に西アフリカでは国境を越えた国際労働移動が顕著なことなどである。また、都市化の要因も、世界の他の地域とは異なっている。小農を中心とする農業形態は、アジアのような大土地所有制度や土地なし農民を発生させてはいないし、農村人口の自然増も特に高いわけではなかった。よって、急速な都市化の要因は、農村への商品経済の浸透の他に、独立後の移動の自由化、自然災害による農村の疲弊、社会の情報化、エチオピアで行われたような強制移住、に見ることが出来る。

これからも激化すると予想される都市化に対して、明確な開発上の戦略・計画を持っている国は少なく、アジアの発展途上国が経験しているようなプライマシー状況（国家の中で最大の都市のみが極端に肥大する状況）を呈し、スラムとスクワッター（不法占拠地）も拡大する傾向にある。

しかし都市化は、都市の外部に農村の荒廃、内部にスラムの発生をはじめとする矛盾を抱えながらも、国家経済を発展させる上で避けられない過程であり、都市人口率と一人当たりGDPの相関関係にもそれは端的に現れている。また、都市自体にGDPの多くを生産する経済の要の場、雇用機会の場、農産物の市場原理が働く自由な価格形成の場、国土・地域を繋ぐ結節点としての役割等の肯定的な側面があることから、都市化を経済の不均衡発展の産物と見るだけでなく、都市を地域経済の要の場として位置付けなければならない。

よって、アフリカ開発戦略の中で、首都ではなく人口第二の都市や商都に対して援助を

行ない、民間セクターの成長を支援する経済基盤施設を整備することにより、輸出用一次産品ではない農産物（特に生鮮食料品）の農村近郊域内・国内市場を整備し、農村での輸出用一次産品からの作柄の転換、多様化を促すことも可能であり、農村-都市の均衡ある国土開発のためにも重要である。

アフリカ的な開発が模索されている現在、先進国やアジアが経験してきた農村疲弊を肯定化する形での都市開発戦略を、そのままアフリカに持ち込むことは、上記のようなアフリカの都市化の特性から多くの問題が残り、大きなリスクを伴う。小農に重点を置く開発戦略が当然のこととして、そこから導かれるアフリカの都市の位置付けは、農村支援のための地方市場の整備、農業再生産維持のための農具・肥料等のサービスの供給場所、余剰労働力の吸収場所、として地方都市にこそ重点が置かれなければならないだろう。社会発展の中で都市化は避けがたい必然のこととして、農村対都市という構図だけではなく、両者の均衡ある開発戦略が求められているといえよう。

表1-18 都市人口増加率（1980～87年）7%以上の国

国名	都市人口率 (%)		都市人口増加率 (%)		50万都市数	
	1965年	1987年	1965-80年	1980-87年	1960年	1980年
タンザニア	5	29	10.8	11.3	0	1
モザンビーク	5	23	9.4	10.7	0	1
ブルンディ	2	7	6.0	9.2	0	0
ケニア	9	22	8.0	8.6	0	1
マラウイ	5	13	7.5	8.6	0	0
ルワンダ	3	7	7.5	8.1	0	0
ボツワナ	4	21	12.4	8.1		
ベニン	11	39	9.0	7.9	0	1
モーリタニア	10	38	9.2	7.9	0	1
チャド	9	30	7.8	7.8	0	0
ニジェール	7	18	7.0	7.5	0	0
カメルーン	16	46	8.1	7.4	0	1
レソト	6	19	7.8	7.2	0	1

出所：World Development Report 1989

1-9-2 現状

アフリカにおける人口増加率は年3%であり、極めて高い水準を維持している。都市人口増加率は約6%であり、その内の半数分が農村からの移動による社会増であり、自然増

もまた半数である。よって、アフリカ全体の経済成長率が3%である現在、1人当たりの経済生産はマイナス成長を余儀なくされている。

高水準で推移する都市人口増加率は結果として国民全体に対する都市人口率を高めている。アフリカ全体では、1950年には14.5%だった都市人口率が1990年には35.7%に、2000年には42.5%に達すると予測されている。また、急速な都市成長の結果として、現在5つある百万都市の数は2000年には、30になると予測されている。さらに、問題とされるのは単に都市部の人口増加に限らず、その増加がきわめて偏重しており、増加が首都に一極集中し、近隣の数か国をも含めた首座都市 (Primate City) が出現してきていることである。例えば、ケニアのナイロビは東アフリカ最大の 270万都市であるが、ケニア第二の都市のモンバサの人口はその 1/4の60万に過ぎない (1990年)。

最も深刻であるのは、上下水道をはじめとする社会インフラの不整備の問題である。インフラの不備は結果として、衛生問題と薪炭燃料の不足によって、都市民の生活環境悪化のみならず、都市近郊の森林までを侵食するに至っている。また、この不整備によって引き起こされる環境・衛生問題は、低栄養と不衛生等によって都市民の命を奪うまで深刻になってきている。

農村から都市への移動は、植民地時代には法律的にも厳禁されており、例えば、ケニアにおいては悪名高きパス法として知られ、今日でも浮浪者の取締りの根拠となっている。(現在でもエチオピアの首都アジスアベバでは、市内を 295の自治区に分けて、自治区以外の市民の居住を禁止している。タンザニアでは、雇用証明書を持たない労働者が時折、農村に送還されている。) ただし、植民地時代には都市への人口流入を強制的に抑えることが可能だったものの、独立後に有効にはならず、都市化が本格化している。そして、都市民の多くが独立後の移住者であり、現在でも農村および出身部族との関係を深く維持し、都市内の部族集団 (Ethnic Group) が受入れ母体となって、季節労働者の誘引原因となってきた。急速な都市化の背景には、経済的な問題だけではなく、都市化の歴史自体が極めて浅いという以上のような社会的要因も挙げられる。

さらに、季節労働者は成年男子がほとんどを占めるため、農村労働力の直接的減少と都市人口の男女比の極端なアンバランスを生じている。ナイロビでは30年前には 1.5 : 1 だった男女比が現在では 2 : 1 にまで上昇している。また、国際労働移動が西アフリカにおいて顕著であるのは、自国の首都が地域経済圏において最高の賃金を得られる場所ではなく、地域経済圏と国家経済圏が同一でないことに起因している。例えば、内陸国であるブルキナ・ファソから、ナイジェリアへの労働移動にそれは端的であり、ブルキナ・ファソでは、その総人口の約17%にあたる約 100万人がブルキナ・ファソ以外の西アフリカ域内に在住している (1975年)。貿易の拠点となる港湾を持たない内陸国にこうした労働移動輸出国が多いのは、容易に察することが出来よう。

都市の市場としての機能はその市場圏に対応して簡単に幾つかの段階に分けて考えるこ

とが出来る。それらは1. 地元のみ市場、2. 地元と近郊の市場、3. 全国的な市場、である。1. はブルンジ、ルワンダ、2. 他の多くの低所得国、3. はジンバブエ、マラウイ、コートジボワール、モーリシャスが該当する。多くの都市が、農産物の全国的な規模での市場を成立させておらず、運輸・道路をはじめとするインフラの制約によって、市場圏の拡大が困難になっている。

よって、主としてインフラの制約により全国的な単一市場が形成されていない多くの国では、地域消費市場として、また、首都のみへの人口集中を避けるためにも、地方都市の振興を促進する開発戦略を持つべきである。

しかし、これまでの発展途上国における地域振興政策では、いくつかの都市を開発拠点(Growth Pole)として、フォーマルセクターをはじめとした工業誘致を図り、雇用機会の創出を図る政策を取ってきた。しかし、既に成長したフォーマルセクターを持つ日本をはじめとする国ではその政策は意味を持つが、都市経済の多くの部分をインフォーマルセクターが担うアフリカにおいては、地方都市の振興もまた開発拠点政策だけでは達成し得ない。よって、既にアジア諸国で取られているような地方中小都市の総合開発的アプローチによって、フォーマルセクターではなくインフォーマルセクターの経済活動をも支援するような都市機能の多くを、総体的に引き上げるような開発をすべきである。

1-9-3 課題

都市開発に対する直接的な援助は、その必要額の絶対的な大きさゆえに、極めて限られているのが現状である。しかし、内貨比率の高い都市開発に関する資金の多くを援助に頼ることは、経済的に不可能であるばかりでなく、計画規模自体を不適正なものとして継続性の無いものとなるため、資金協力は適正規模なものに止め、金額を増やすよりは公共事業として有効な資金作り、財源確保(特に各種都市サービスに対する累進徴税)に対するソフトを中心とした援助を行うと同時に、住居をはじめとするハードを供給する建設能力を高めることが重要である。よって、重点を置く分野としては、政府・自治体内の都市管理・経営能力の強化、住民のイニシアチブによるコミュニティベースの居住環境への取り組み支援、建材生産能力の向上等が挙げられる。

首都級の大都市においては、既に農村からの移住者がおり成長したフォーマルセクターの活動が期待されるので、開発戦略としては、都市が成長してきた段階で取り残されてきた貧困層を中心とする部分に対して重点を置くと同時に、更に他の国への労働移動と頭脳流出が起こらないような受け皿を整備することが必要である。都市が成長してきた段階で取り残されてきた部分とは、多くの場合に農村からの移住者にふりかかる問題であり、その端的な例をスラムとスクワッターに見られる。

ここでは、課題を以下の項目に分けて考察する

(1) 土地所有、(2) 上下水道、(3) 住居

(1) 土地所有

スクワッター（不法占拠地）とは、所有者が他者にある土地を占拠して居住している地域であるために、行政上は存在しない居住区となり、最も行政サービスから遠い存在となっている。このために必要なインフラの不備はもちろん、何時暴力的な強制退去が執行されるかも知れない危険と背中合わせに住民は生活している。アフリカでは、農村での土地私有の観念が少なく、基本的に村落での共有制をとってきた長い歴史的な背景から、都市化が進行しつつある地域でも、土地に対して使用対価を払うという観念が低く、貧困がそれに拍車をかけている。よって、都市内でも土地市場が成立しにくく、土地の効用に対する経済的に合理的な配分がなされていない。

しかしながら、住民の土地占有権（Land Tenure）に対する関心は強く、それを保障することによってのみ、土地に対する投資（住居、サービス等）を促すことが可能である。よって、公有地が不法占拠されている場合を中心に、占拠者に対して占有権を土地使用権として長期融資によって払い下げして土地再開発事業の財源としなければならない。また、そのために、必要な技術的援助は、それぞれの権利を確定するための測量技術、区画整理のための行政手法である。

(2) 上下水道

人間が高密度に居住する都市では、使用した水を土地に対して開放し、有機的な分解を待つことが不可能となる。よって、近代都市では産業革命以来、加圧した水をパイプによって運ぶ上水道と、使用した水を自然勾配を利用し、集中して処理する下水道が不可欠である。

アフリカの都市部では、50～60%の人々が上水の供給を受け、20～40%以下の人々が下水道や衛生設備を持つに過ぎない。これは、農村部よりも高い数字ではあるが、他の発展途上国から見ても十分に低い。しかも、この数字は1985年時点では、操作・保守の欠落、急速な人口増によって減少しつつある。

1980年から始まった「国際水道と衛生の10か年計画」（以下「10か年計画」）を受けて、アフリカ地域の各援助機関相互の連携を改善するために、「域外支援協議（Regional External Support Consultation）」が1985年に開催された。この協議によって、「10か年計画目標への、WHO、AfDB、西独経済協力省（BMZ）らの支援が確認され、援助機関相互の調整と協力、組織体制の整備、セクター間の調整、費用の回収、について討議がなされた。

ただし、その後の進捗状況は思わしくなく、「10か年」の目標は達成されないであろう。

(3) 住居

狭義の居住問題は、住居の改善を表す。

不法占拠地においては、最低限の資材を用いて極めて低価格で住居を造ることが出来る。土地が商品化され、価格が附加されていない状態では、勿論その上に建てる建物も商品化

され得ず、居住者がその労働力のみを主たる資本として建築するものに過ぎない。そして、それは農村におけるその土地に特有な住居を造る方法を概して援用しており、都市型住居として適さない場合も多い。単層高密度な住居だけが造られ、二階建て以上の複層住居を造ることができず、土地利用上、換気衛生上問題となることが多い。また、熟練した技術を持たないため、各種の構法上の問題点も多く、床、可動部、開口部、などは未熟である。建設材料として、壁体を煉瓦で造り、屋根をトタン板で葺く場合が多く、これが居住者が自らの手で最も安価で簡単に住居を造る方法である。更に恒久化していく場合には、工業化された建材（瓦・セメント・鉄筋）と熟練労働を必要とする。よって、特に重点を置く分野としては、居住者自身による建設を肯定的に評価した上で、地場材料による建材の生産を促進していく適正技術の開発と共に、それらの生産によって雇用を創出していくことが挙げられる。また、それらを工業製品として規格化していく事も重要である。

1-9-4 アフリカ都市開発援助動向

(1) 世界銀行

世銀は、現行の農村開発・人口抑制政策だけでは、人口問題から発生する諸問題を短期的には解決できないという認識のもとに、中期的に都市への人口集中は避けられない現象であり、都市を雇用と収入を生み出す巨大な産業地域であると捉え、農村開発と平行して、都市人口の社会増に起因する都市問題の解決への努力をすべきであると考えている。また、都市開発の中でも特に、上水道、住宅・宅地供給、都市交通、雇用機会の創出に重点を置いている。

アフリカにおいては、都市化のスピードを多少なりとも抑制するためには、まず何よりも健全な農業セクターの育成が重要であり、また、社会増が自然増を上回っているという他の開発途上地域には見られない特殊性から、生産性の高い農業地域を控えた中小都市が提供する商業活動を中心とした雇用機会によって、大都市集中への人口流入の一定の防波堤になりうる、と考えている。

近年、アフリカにおいて実施された都市開発プロジェクトには、以下のようなものがある。

1) バマコ大都市プロジェクト（1986年度、マリ、IDA）

バマコのインフラ整備。民間部門の住宅・建設活動を促進するほか、バマコ地区及び内務省に対する制度的支援を含む。援助協力基金（FAC）による協調融資（75万ドル）を要求した。総コスト 3,450万ドル。

2) 低所得者用住居及びサービス（1986年度、ナイジェリア、IBRD）

低コスト住居、インフラ、都市サービスを提供する都市開発プロジェクト。イモ州の約87,000人が被益した。総コスト 8,500万ドル。

3) 地方政府強化（1988年度、ルワンダ、IDA）

都市開発における中央政府の役割縮小と地方政府、企業の役割の支援。

4) 基本インフラ及び住居整備 (1988年度、ジンバブエ、IBRD)

政府の財政負担を除去するための住宅分野での民間投資家の役割を強化。

(2) 国連人間居住センター (UNCHS Habitat)

国連人間居住センター (United Nations Center for Human Settlements) は、経済社会委員会のもとに設置された機関である。1976年のバンクーバー人間居住会議から1987年の国際人間居住年まで、UNCHSがナイロビに設立されるなど、都市化と人間居住にかかわる問題は、アフリカにおいて大きくクローズアップされてきた。1988年には、「2000年世界居住戦略」が策定され、世界各国の議員を中心としたUNCHSによる組織化が進行しつつある。また、物理的な手段だけではなく、各国の制度的な枠組みに寄与するために、世銀・UNDP・UNCHSによる「都市経営プログラム (Urban Management Program)」が開始され、居住問題を軸に都市経営の合理化、資金収集力強化を目指している。

また、アフリカを対象を絞ったプロジェクトとしては以下のようなものがある。

1) 都市経営・財政・研修

世銀経済開発研究所 (EDI)、米国国際開発庁 (USAID) とともに、約10日間の研修ワークショップを約年1回開催している。対象は英語圏のシニア・トレーナーである。また、西アフリカの仏語圏にも同様のワークショップを開催している。

2) 建設費低コスト化計画 (エチオピア、ETH/87/004)

このプロジェクトは以下のコンポーネントから構成される。

(1) 地元で入手可能な建材の目録作成

(2) 輸入建材の把握と代替建材の地場生産可能性の追求

(3) 低コスト建造物及び部品の標準デザインの開発、また、3タイプのモデルハウスの建設

(4) 短期長期の研修による建設・交通設計庁 (BATCODA) 職員の能力向上

また、このプロジェクトは、ドイツ・アグロ・アクション・レッドバルナなどのNGOによって支援されている。

3) 住居セクター支援 (ガーナ、GHA/87/023)

UNDP及びガーナ政府支援による3年プロジェクトである。また、世銀も平行してプロジェクトを実施している。政策立案・評価ユニットの創設によって、建設・住宅省の能力を高めることを目的とする。

4) 都市生活状態・住宅改善プロジェクト (ニジェール、NER/87/013, NER/85/C06)

UNDPとともに、既成市街地 (ヤントラ、77ha、14,000人) のリハビリと新規住宅地 (ニューヤントラ、34ha、5,000人居住予定) の開発を目的とする。1990年段階での主な課題は以下の通りである。

- (1) 維持コストを含めた、インフラ投資のコスト回収を確実化するための財政機構の導入
- (2) 低所得者層に持家を供給するための信用システムの導入
- (3) 都市域における同様の改善プログラムを、実施・監視・評価するための地方自治体の能力強化

(3) 米国

国際開発庁（USAID）は以下の6つの理由により、都市開発援助を行っている。

- 1) 世界の貧困は、なお農村地域に集中しているにもかかわらず、それだけが被援助国の代表的特徴ではないこと。
- 2) 現行の都市化のスピードから、2010年までにLDCの大多数の人々が都市に住むことが予測されること。
- 3) 既に農村開発に多くを集中してきたこと。
- 4) 私企業開発、経済政策改革、制度的開発、技術移転、等のUSAIDの現行政策が、農村都市間の新しい関係を必要としていること。
- 5) 都市が大量の国家的資源を消費しているため、その経営が国家的開発目標達成に肯定的、否定的両面に重要な影響を持っていること。
- 6) 人口的・経済的圧力により、経済的・社会的リスクが高く、自然災害の起きやすい地区に住む人口が増えていること。

USAIDの下に、都市開発を専門に行う住宅・都市プログラムオフィス（Office of Housing and Urban Programs）があり、アフリカ地域には二つの地域事務所（Regional Housing and Urban Development Office, RHUDO）を有している。その一つである東部南部アフリカ住宅・都市開発地域事務所（Regional Housing and Urban Development Office for East and Southern Africa）は、ケニア、ジンバブエ、モーリシャス、ボツワナに対して1986年に1億1,300万US\$の住宅保証援助を行っており、さらに他の6カ国に対して、技術援助及び研修活動を行っている。

特にケニアにおいては、小都市における経済成長を刺激するために、小都市住居・コミュニティ開発プロジェクトとして、地域開発上重要な15の小都市に対して、資本投資プロジェクト、制度的支援、研修のパッケージ援助を行っている。

(4) 我が国

アフリカ地域には、多くのLDC、LLDCが集中するために、基本的に無償が中心となっているのが日本の援助の特徴であり、都市開発の為の直接的な融資は行われておらず、以下のような無償と技協（特に研修）が都市開発の為の援助の中心となっている。

無償；都市環境改善計画（1987年マダガスカル、1988年ルワンダ、等）ゴミ収集車等が無償で供与されている。

技協；集団研修として上水道施設、下水道技術、廃棄物処理、都市交通、都市計画、都

市整備、住宅建設、住宅・住環境セミナー、建築技術、測量技術の各コースが行なわれている。

2-1 多国間援助分析

2-1-1 総論

過去数年間の国際援助機関の純支出額を見てみると、次の3つの傾向が伺われる。まず第1には実質援助総額の減少、第2に援助の譲許性の増大、第3にはアフリカ地域への援助の増加である。そのような中で、1980年代後半に入ると、世界銀行、国連専門機関（アフリカ開発銀行を含む）などの多国間援助純支出額合計の1/3以上はサハラ以南アフリカに向けられており、同地域は今や多国間援助の最優先地域となっている。

開発援助融資額では圧倒的な地位にある世銀が、サハラ以南アフリカ地域へ特別な関心を持ち、この地域向けの特別援助政策を打ち出したのは1980年代初期であった。この時、世銀は政策ベース貸付である構造調整融資を導入したのであるが、この政策はアフリカ地域および国際社会においてさまざまな波紋を呼びながらも、1980年代の同地域に対する援助政策の中心的役割を果たしてきた。また、1980年代後半頃から、この構造調整融資政策も貧困層支援のプログラムを取り入れるなどして修正されたきており、世界銀行、欧州経済共同体（EEC）、アフリカ開発銀行は調整融資のシェアを今後ますます増加する傾向にある。

このような潮流のなかで、国連開発計画（UNDP）はアフリカ諸国政府の開発実施能力の構築をその援助課題に掲げている。また、国連食糧農業機関（FAO）は現在、アフリカ地域の農村開発と食糧自給力の向上を目指して援助協力を実施している。国連児童基金（UNICEF）は「人間の顔をした調整」を提唱するなどして世銀などの国際金融機関に多大な影響を与えつつも、自らは調整政策により弱体化した保健サービス部門の地域レベルでの活性化に力を入れている。

各援助機関は報告書などの形で1990年代の援助方針の展望を発表しているが、ほとんど全ての機関が共通して掲げている開発課題は、環境問題、貧困の緩和、女性の開発への参加、民間部門の育成などである。これらのどの開発課題を採ってみても、アフリカ地域は深刻な問題を抱えており、同地域への援助政策を決定する際、重要なキーワードとなっている。

これら国際援助機関の最近の動向から言えることは、少なくとも援助機関相互間では調整政策の必要性およびその方法論については一定のコンセンサスができており、開発戦略も人的資源の開発を中核においた長期的展望に立ったものになってきている事である。

2-1-2 世界銀行（WORLD BANK）

(1) 援助政策の変遷

1970年代の終わりまで世銀はアフリカ地域に対して特別の開発戦略を持っていなかった。アフリカ諸国が次々と独立していった1960年代当初は、ほとんどの国は非常に貧困であり

経済発展に必要なインフラストラクチャーも極めて未発達であったので、世銀の1960年代の援助の重点分野は運輸、電力、通信などのインフラ整備であった。このインフラ重視の傾向は1973年頃まで続くのであるが、それ以降援助の重点分野は農業・農村開発に移り1980年代初期までこの傾向が継続した。この背景には、インフラ整備がある程度進展したことと、1974年のマクナマラ総裁演説を契機として、雇用吸収と最貧困層の生活水準の向上が開発の最大課題と見做されるようになった事があげられる。しかしながら、こうした援助努力にもかかわらず1970年代に入ってアフリカの食糧事情は悪化する一方で、アフリカの農産物輸出は停滞し、国際市場に占めるシェアも下落した。

このような状況のもと、1980年代に入り世界銀行は、サハラ以南アフリカの開発・援助についての見直しと新しい援助方式の形成に努めた。その結果、1981年の“Accelerated Development in Sub-Saharan Africa: An Agenda for Action”を皮切りに、次々とアフリカ関連の報告書が発表されたのである。これら一連の報告書のなかで、世銀は大部分の困難な状況の原因はアフリカ諸国政府自らの誤った政策（過度の工業保護、農業軽視の貿易・為替政策、公共部門の肥大など）にあるとし、新自由主義パラダイムに基づいた伝統的・一次産品輸出の拡大を基礎にした中期成長戦略を提案した。そしてこれを推進力として、世銀は1980年以降構造調整融資を押し進めていったのである。この世銀路線に対し、輸入代替工業化を伴う長期成長戦略と地域協力の推進をうたったラゴス行動計画（1980年）を支持していたアフリカ諸国は、強く構造調整政策に反発したのであるが、現実にはこの行動計画に失敗に瀕していたので、多くの場合世銀の勧告に従わざるを得なかった。

(2) 構造調整

世銀が1980年に導入した構造調整融資（Structural Adjustment lending: S A L）は政策ベース貸付であり、従来のプロジェクト借款ではできなかった、広範なマクロレベルでの開発の障害となっている要因に対応することが狙いとされている。構造調整の戦略は主に1. 為替レートの引き下げ、2. 貿易・流通の自由化、3. 公共部門の合理化、4. 外貨の継続的導入などで形成されている。S A Lの対象国は国際収支が悪化している国または悪化が予想される国で、輸入代替よりも輸出拡大、長期的効果よりも短期的効果をもつ投資を採用する意志のある国とされているが、実際上はIMFとの国際収支の安定化協定を結んだ国のみがS A Lの対象国となっている。S A Lはノンプロジェクト貸付であり、国際収支改善のため構造調整計画実施期間中の輸入資金の決済に充てられている。S A L受取国は、このようにして経常収支の軽減を図りつつ、各国のニーズに合わせ、合意された経済政策の改善を実施するよう義務づけられている。

S A Lの他、政策ベース貸付として部門調整貸付（Sector Adjustment Lending: S E C A L）がほぼ同時期に設けられた。S E C A Lは包括的な構造調整プログラムの実施能力のない国、あるいはその必要のない国のためのものであり、貸付の際の政策改革条件はS A Lに比べて緩やかである。また、1985年には特別基金（Special Facility）が、

1988年には特別援助プログラム (Special Programme of Assistance: S P A) が設立されサハラ以南アフリカ諸国の経済構造の調整を支援することとなった。

(3) 援助の動向

1980年代に入ると、世銀の部門別貸付のうち農業・農村開発のシェアが20%前後に減少していくなかで、代わってノンプロジェクト、都市開発、技術援助などの部門に対する貸付が増加してきている。構造調整に関しては、アフリカ地域に対する調整貸付件数は1980年代初期には年間5件であったのに対し1985年以降は年間15件に増加した。また、構造調整プログラムを実施しているサハラ以南アフリカ諸国は1989年末までに約30カ国に増加した。しかしながら、また、構造調整プログラムの実施国の経済動向は停滞ぎみで、輸出減退、工業部門の危機などマイナス効果が目立った。また、1980年代中頃になると、調整プログラム実施に伴う社会的コストの問題が国際社会で論議されるようになり、世銀もS A L計画に社会的コストの問題について十分な配慮をしなかったことを認めた。

この反省に基づいて、1987年世銀はA f D B、U N D Pとの共同で「調整の社会的側面プログラム」(Social Dimensions of Adjustment Programme: S D A)を設置した。S D Aは、アフリカ地域の調整プログラム実施国に対して、貧困を対象層とした特別行動プログラムの策定、貧困層の概要を示す統計資料の作成、貧困削減方策や制度開発を目的とする政策問題の特定について支援を提供することを目的としている。1990年6月末現在、同地域の30カ国がこのプログラムに参加している。世銀は今まで一貫してマクロ的視点から構造調整の正当性を主張してきており、社会的コストの軽減は別途の援助手段をもって個別に対処していくという姿勢を持っているが、S D Aなどはそれを具体化したものであろう。

世界銀行は1989年に“Sub-Saharan Africa, From Crisis to Sustainable Growth”を發表し、アフリカ経済・社会の現状分析と過去30年にわたる開発・援助の評価に基づいて、1990年代のサハラ以南アフリカにおける開発の課題および開発・援助戦略を長期的視点にたって提案した。これによると、世界銀行は国連アフリカ経済委員会 (E C A) による報告書“*African Alternative Framework to Structural Adjustment Programmes*”に見られるような、アフリカ側の開発に対する見解を尊重しており、またU N I C E Fなどの主張する人間を中心とした開発戦略を強く支持している。この報告書の中で世銀は農業が開発のための主要な基盤であるとし、構造調整は今後も続行されるが、政策そのものは各国のニーズにあったものでアフリカ諸国自身で企画・運営されるものでなければならないとし、過去の世銀の押しつけ的政策指導を伴った貸付制度からは離脱しつつある。また、1990年代の開発戦略は人間中心のものであるとし、最優先課題は人的資源の開発と基本的ニーズの充足となっている。その他、今後取り組むべき優先課題として、環境保護、能力構築、人口政策、食糧安全保障、地域統合・協力などが挙げられている。

(4) 援助実績

1989年6月末現在、世界銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）の対アフリカ地域貸付累積額の全体に対する割合は、それぞれ8.3%、32.5%となっている。1984～88年度間の世銀の同地域に対する純支出累計額は68億7100万ドルで、これはODA全体（バイ・マルチ援助合計）の6.3%であり、累計額120億1000万ドルのフランスに次いで第2位である。

1989年度の世銀承認融資額を見てみると、サハラ以南アフリカに対する融資額は全融資額の18%で、IDAに限ってみると47%となっている。また、同年度の国別承認融資額では、ナイジェリア・カメルーン・ガーナ・ケニア・タンザニアが上位受益国となっており、これらの国の合計額はアフリカ地域に対する全融資額の56%にあたる。調整融資（SAL、SECAL）に関しては、1988年度には同地域でのIBRDおよびIDA貸付合計の35%を、1989年度では39%を占めており、まだかなりの融資がプロジェクトベースで行なわれていると言える。

表2-1 アフリカに対する部門別貸付（1981～90年度）

（百万米ドル）

部 門	年平均					
	1981-85	1986	1987	1988	1989	1990
IBRD	806.5	901.2	865.8	725.1	1,560.6	1,147.0
IDA	1,068.2	1,145.3	1,231.9	2,203.6	2,364.1	2,785.9
合 計	1,874.7	2,046.5	2,097.7	2,928.7	3,924.7	3,932.9
件数	78	79	78	80	81	86
内調整貸付	1,202.5	574.5	819.5	1,016.8	1,523.4	1,284.8

注：端数を調整したため合計があわないことがある。

調整貸付は、構造調整貸付と部門調整貸付の合計である。

出所：世界銀行年次報告 1989, 1990

Africa Update, 1990

2-1-3 アフリカ開発銀行グループ（AfDB Group）

(1) 援助政策の変遷

1960年代に入りアフリカ諸国が次々と独立を達成していく中で、アフリカ地域（北アフリカも含む）のための開発銀行を設立しようという運動が、アフリカ各地でおこった。ECAは、1962年これらの意を受けてアフリカ9カ国の代表者から構成される委員会を設け、同銀行設立の準備に取りかかった。そして1964年、アフリカ開発銀行（The African Development Bank: AfDB）が発足したのである。その後、1972年にはアフリカ開発基

金 (The African Development Fund : AfDF) が設立されたが、この機関はアフリカ・メンバー諸国へより条件の緩いローンを貸し出すためのものである。また、ナイジェリア信託資金 (The Nigeria Trust Fund: NTF) が1976年 AfDB とナイジェリア政府の合意に基づいて、ナイジェリア政府からの出資により誕生した。NTF は、AfDB との通常のローンよりも緩やかな条件で、アフリカの中でも特に開発事情の悪い国々へ開発資金を貸し出している。以上、これら三つの融資機関をまとめて、アフリカの開発銀行グループ (The AfDB Group) と総称している。

アフリカ開発銀行グループは三つの主要な機能をもっており、これらは1. 開発プログラム・プロジェクトに対する融資、2. 技術援助、3. 開発プログラム・プロジェクトに対する外部資金の導入、である。1989年現在、AfDB とのアフリカ地域内構成国は南アフリカ以外の50カ国となっており、地域外構成国は日本を含む先進国など25カ国 (AfDB の場合、26カ国) となっている。アフリカ開発銀行グループは、1974年以来地域構成国を一人当たりGDPを基準として三つのグループ、すなわちAグループ(\$400以下) 29カ国、Bグループ(\$401~780) 13カ国、Cグループ(\$780以上) 8カ国に分類し、このABCの順にプライオリティーをつけている。

援助政策に関しては、1980年までは開銀グループ自らが特定の優先分野を設定するというのではなく、むしろアフリカ地域の開発ニーズを基本として、それぞれの国が決めた開発プライオリティーを尊重し、融資を行うという姿勢を保ってきた。しかしながら、1980年、アフリカ統一機構(OAU) が全会一致でラゴス行動計画(The Lagos Plan of Action: LPA) を採択した時には、同グループは過去まの経験やLPAを念頭において第2次5カ年計画(Five Year Operational Programme, 1982~86年) を作成し、農業分野、特に農業生産を最重点分野とした。

(2) 援助の動向

現在、アフリカ開発銀行グループは第3次5カ年計画(1987~91年) 実施期間中にあるが、以下三つの事項を開発支援の機軸としている。

1. 農業部門への投資促進
2. 地域内構成国各国との政策対話(Policy dialogue) のよりいっそうの拡充と政策ベース融資の増強
3. 環境、人的資源、経済統合、民間部門育成など、長期的展望にたった開発のための基礎作りへの支援

アフリカ開発銀行グループの分野別融資配分を見てみると、80年代に入って農業生産に対する割合が増えてきて、特に1985~87年度は急激な上昇を見せている。それに比べて交通・輸送などのインフラ整備はそのシェアを20%台から10%台へと下降線をたどっている。また、教育・保健の分野はグループ設立当初から低い優先度になっている(表2-2)。

構造調整融資に関しては、1986年アフリカ開発銀行グループ理事会はノンプロジェクト融資

に基本的に合意しており、1989年度の構造調整と部門調整貸付の合計額は融資に全体の26%を占めるまでになっている。構造調整融資の導入と平行して、近年グループは民間部門の育成と貿易（海外、域内とも）の促進をアフリカ経済建て直しの原動力として、これらの分野での支援に重点を置いてきている。特に域内貿易の活性化には力を入れており、アフリカ輸出入銀行設立に向けた事前調査を行っている。

また、アフリカ開銀グループは他のバイ・マルチ援助機関との協力に積極的である。1989年現在、15カ国の地域外構成国（日本は含まれない）が主に無償援助をAfDB側に提供しているが、これは投資前調査、外国人コンサルタントの短期雇用、トレーニングプログラムなどに使われている。国連専門機関との協力関係は、主に開銀グループの融資によるプロジェクトの発掘と準備などの技術援助の形を取っている。世銀との協力関係はかなり密接であり、プロジェクトの協調融資、定期的会合やセミナーでの意見の交換、世銀によるAfDBスタッフの訓練などが実施されている。グループの援助政策がかなり世銀の路線に近いのも、こういったことに裏打ちされているのであろう。

(3) 援助実績

1985～89年の各年度の融資承認額をみると、毎年、前年度に比べて平均26%の率で上昇しており、これを支出額からみると毎年平均30%の上昇率となっている（表2-2）。また、同期間5年間の承認累計額はほぼ100億ドルに達しており、これはそれ以前の過去18年間の承認累計額に比べて76%も増加している。また、同期間の純支出額は30億ドルを越えている。これらの事実からわかるように、80年代後半になってアフリカ開銀グループ、わけでもAfDBはその融資額を飛躍的に伸ばしてきており、この結果、アフリカ地域への多国間援助全体にしめる開銀グループのシェアは18%と倍増している。

表2-2 アフリカ開発銀行グループ各機関年度別ローン支出額（1978～1989年）

	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
アフリカ開発銀行 (AfDB) ローン支出額	92.80	107.62	116.95	99.48	146.51	189.55	167.73	302.00	380.70	540.29	784.14	996.63
アフリカ開発基金 (AfDF) 支出額	43.71	56.95	96.44	92.69	124.38	158.59	112.71	216.22	281.74	392.12	373.04	492.88
アフリカ信託資金 (NFF) ローン支出額	5.38	7.47	6.69	7.96	9.36	4.82	8.16	12.83	9.88	12.72	9.72	13.84
アフリカ開発銀行グループ ローン支出額	141.89	172.04	220.08	200.13	280.25	352.96	288.60	531.05	672.32	945.13	1,166.90	1,503.35

出所：African Development Bank, Annual Report, 1983～1989

2-1-4 国連開発計画 (UNDP)

(1) 援助の動向

UNDPの対サハラ以南アフリカ(スーダン、ソマリア、ジブチを除く)への援助資金の全体に対する割合は、第1次サイクルから更新されるごとに増え続け、現在の第4次サイクル(1987~91年)では総予算12億ドルで32.1%と地域別では第1位となっている。この地域の主要受益国はエチオピア、モザンビーク、タンザニア、ザイール、ウガンダであり、これらの国々で同地域への援助総額の27.5%をしめている。第4次サイクルの基本的指針は1986年採択された国連アフリカ経済復興開発行動計画(UNPAARD, 1986~90年)である。これに基づいてUNDPは食糧生産、食糧の貯蔵・配給システム、難民の再定住などに関して援助を強化してきた。また、アフリカへの援助を強化するためにUNDPは次あげる行動を採っている。

1. プロジェクトの承認過程の簡潔化とスピード・アップ
2. 追加資金の調達
3. 援助の刷新的方法の導入
4. サブリージョナルレベル会合の開催
5. UNDP支援の開発プロジェクトへの女性参加の促進

上記3の刷新的方法とは具体的にはラウンドテーブル、国別技術援助評価・計画、アフリカ構造調整顧問チームである。

① ラウンドテーブル (Round Tables)

ラウンド・テーブルは1972年より導入されたシステムで、LLDCを対象にマクロ経済政策、開発戦略、優先プログラムなど、およびこれらに対する援助について途上国と主要援助国・機関との間および主要援助国・機関相互間の調整を行っている。サハラ以南アフリカのLLDCは28カ国であるが、そのうち15カ国では既にラウンド・テーブルが開催されており、またLLDC以外の3カ国でも実施されている。

② 国別技術援助評価・計画 (National Technical Cooperation Assessment and Programme: NATCAP)

1986年に発足したNATCAPは、多くの援助国・機関がそれぞれに行っている技術援助を体系的に見直し技術援助の効果を全体として高めることを狙いとした国別調査である。最初は数カ国で試験的に行われていたNATCAPも1987/88年度には10カ国で実施されており、1992年を目標としてサハラ以南アフリカ全土(スーダン、ソマリア、ジブチを除く)で実施する予定である。

③ アフリカ構造調整顧問チーム (Structural Adjustment Advisory Teams for Africa: SAATA)

アフリカ地域へのUNDP援助の最も斬新なものがSAATAである。SAATAの目的は、構造調整/再編成の過程を「土着化」すること、すなわちアフリカ国内の専門家や

国家機関を構造調整計画や再編成計画作り、そしてそれらの計画実行のための戦略プラン作りなどに積極的に参加させることである。この目的達成のために、S A A T A では構造調整計画／再編成計画の全過程において国内専門家を訓練している。また、S A A T A は、適切な専門性・経験を持ったアフリカの民間コンサルティング会社を可能な限り参加させて行くことも目標としている。

(3) 対サハラ以南アフリカ地域援助実績

UNDPによる1984～88年間の対サハラ以南アフリカ純支出累計額は、同地域に対するODA全体（バイ・マルチ援助機関）の1.3%、14億4600万ドルである。年平均では、2億8920万ドルで、対サハラ以南アフリカ援助支出額の全体に対する割合は、年平均で34.2%である。

2-1-5 国連食糧農業機関（FAO）

(1) 援助政策の変遷

対アフリカ地域援助については、FAOは設立当初より関与してきており、アフリカを特別に優先してきた。FAOはアフリカ諸国の多くが独立する直前の1959年にはガーナの首都アクラにアフリカ地域事務所を設け、1960年には第一回アフリカ地域会議を開催し、以来2年に1度の割合で同会議を開催している。また、1961年に発表された“The Africa Survey”を皮切りに現在にいたるまでアフリカ地域についての研究報告書が継続して出され、食糧・農業関連の現状分析、問題提議がなされている。

第一回アフリカ地域会議（1960年）でFAOはアフリカの農業問題はその極端に低い生産性にあることを指摘し、焼畑農業から定着型農業への移行、農産物の多様化の必要性を強調した。また、主な外貨収入源である農業はアフリカ地域の経済発展のためのキーセクターであるとし、換金作物の質・量ともの向上の必要性も説かれた。しかしながら、現実にはアフリカ地域には農業開発のための人材や資本が不足しており、アフリカ各国政府によるより一層の努力と資本投入が勧告された。

1970年代に入ってアフリカ地域の食糧事情は急激に悪化していき、1976年FAOが召集した第9回アフリカ地域会議では、10年以内にアフリカが食糧を自給できるような地域食糧計画を策定することが決定された。1978年、FAOが発表した「アフリカ地域食糧計画」は10年以内の食糧自給の達成は不可能としながらも、状況改善のため農業技術、流通、病虫害コントロール、水産など多岐にわたった分野での短・中・長期行動計画を提示した。

1980年、OAUによって採択されたラゴス行動計画の農業部門の作成にはFAOが深く関与しており、これは食糧自給と食糧確保を重点においている。以来、FAOはラゴス行動計画の方針と枠組みに沿う方向で、サハラ以南アフリカに対する技術協力を行ってきた。

(2) アフリカの食糧・農業に関するFAOの現状認識

1985年に出版された“FAO the first 40 years”の中で、FAOはアフリカが現在食糧

難、農業不信で苦しんでいる主な原因の一つとして、独立後のアフリカの国々が開発の中における農業の重要度を過小評価してしまったことを指摘している。農業生産量に関しては、アフリカは年率平均1.8%の割合で増産してきており、これは先進工業諸国よりも高い増産率である。問題はアフリカの人口が現在約3%の比率で増加してきており、食糧生産が追いつかないでいる事実である。アフリカの食糧問題を解決するためには、投入財が少なく休閒の長いシステムから、化学肥料や改良種子のような外部からの投入財に依存しない集約的農業へ移行することが必要であるとしている。また、アフリカ各国で農林水産各分野での人材不足、技術不足が深刻であることも指摘している。

(3) 援助の動向

1984年、FAOはアフリカ地域に約1000の技術援助プロジェクトを稼働させており、それらは農業、畜産、漁業、林業の分野にまたがっている。1990~91年度の通常予算をみると、全体予算の39%、約5億3000万ドルがアフリカ地域に割り当てられており、これはアジア太平洋地域の18%、南米カリブ地域の10%に比べて相当高いものとなっている。1970年代初期、サヘル地域が旱魃にみまわれて食糧飢饉に陥った時の経験から、FAOは1975年早期警戒システム (Global Information and Early Warning System: GIEWS) を導入した。このシステムは世界の食糧需要・供給状態をモニターし、深刻な食糧不足や栄養不良が切迫している国や地域を事前に発見し、食糧援助の必要量を査定する働きを持っている。FAOはアフリカ各国及び地域共同体にそれぞれ独自の警報システムを設置するよう呼びかけ、現在エチオピア、ソマリア、タンザニア、ザンビアなどで国レベルの警報システムが稼働している。

1979年開催された世界農業改革・農村開発会議 (World Conference on Agrarian Reform and Rural Development: WCARRD) ではアフリカ農村部を開発することにより農民層の貧困撲滅および食糧増産を達成しようという提言が出され行動計画が発表された。FAOはそれ以降アフリカ各国がWCARRD行動計画を実施する際のガイドラインを作成し、農業改革および農村開発の進捗状況をモニターするための特別な方策を案出するなどして、農村開発に重点を置いてきている。

また、1982~84年頃、アフリカを大旱魃が襲った際、FAOはその深刻な食糧飢饉に鑑みて1985年「アフリカ農業復興計画」 (Agricltural Rehabilitation Programme for Africa: ARPA) を設置し、旱魃の打撃を被ったアフリカ25カ国に対し、食糧生産力を短期に回復し増強するための小・中規模プロジェクトを支援してきた。

(4) 援助実績

1978~83年、FAOはその通常予算の30%以上をアフリカ地域に割り当てており、その支出額は近年増加する傾向にある。また、フィールドプロジェクト部門は、1988年度実績では合計2493あった稼働プロジェクトの内、1073プロジェクトがアフリカ地域のものであり、これを承認額から見ると8億1300万ドルで全体の38%をしめている。フィールド

プロジェクトはUNDP資金、ドナーからの信託基金、FAOの技術協力計画基金（Technical Cooperation Programme: TCP）からなる特別会計予算により運営されるのであるが、こまのうちTCPによる小規模プロジェクトはアフリカ地域でそのシェアを増してきており、1976～88年度TCPプロジェクト承認累計額の40%はアフリカ地域に向けられている。また、FAOは投資センター（Investment Centre）を通じて開発ニーズの調査とプロジェクトの発掘を行い、世銀、国際農業開発基金（IFAD）、アフリカ開発銀行、ECなどから農業部門への投資を誘致しているが、1988年度実績では合計85プロジェクト、300億30万ドルの投資誘致を行い、そのうち61%がサハラ以南アフリカ地域向けとなっている。

2-1-6 国連児童基金（UNICEF）

(1) 援助政策の変遷

1950年代初期、ユニセフはWHO、FAOと協力しながらアフリカでの援助活動を開始した。当時、旧宗主国たちはマラリア、いちご腫（フランベジア）、ハンセン病、結核などの風土病の対策に最も熱心であったのに呼応して、ユニセフの援助活動もこれらの風土病対策に焦点を絞った。例えば、1955年ユニセフの対アフリカ援助額480万ドルの内81%は風土病対策に回されており、母子保健にはわずか7%が割り当てられただけである。このような風土病対策重視の傾向は50年代にわたってずっと続いた。

1960年代に入って多くのアフリカ諸国は独立を達成したのであるが、この頃になるとユニセフの援助政策は大きな変貌をとげた。それは、植民地時代からの風土病対策中心の援助から、大衆、特に農村部の住民に対する保健サービスの拡充、そして予防医学の促進といった形の援助への変化であった。例えば、1960年の対アフリカ援助予算額のうち、風土病対策に割り当てられたのはわずか25%だけであった。

独立達成後、多くのアフリカ諸国は熱心に国家の開発計画に乗り出すようになり、特に経済開発と教育に力を入れた。この動きに同調して、60年代後半ユニセフは教育分野（Formal, Non-formal とも）にも関心を持ち始め援助を開始した。その他、水の供給、公衆衛生、女性問題など新しい分野での援助活動も開始された。

1974年のオイルショック以降世界経済は不況に陥り、第1次産品にその輸出外貨収入を頼っていたアフリカの多くの国々は大打撃を受けGNP成長は頭打ちとなった。このような状況のもとで、アフリカでは福利厚生分野の予算削減を行い、社会底辺部の人々の生活は疲弊していった。ユニセフの対アフリカ援助額は徐々に拡大していったが充分ではなく、不足をカバーするため状況のひどく悪い地域にプロジェクトを発案計画し、援助国に寄付を募る方式を採用した。これによりユニセフは70年代に入って、農村部における水の供給、環境衛生などの分野に飛躍的にその援助を増やした。

また、ユニセフの援助計画作成段階で、国別計画方式が着実に根づいたのは70年代に入

ってからであった。この計画方式を採ることにより、これまでセクター別に立てられていた援助計画を子供の福利厚生に向けての統合された形で発案するようになった。

70年代の経済不況は80年代に入ってから依然回復のきざしを見せず悪化していき、その上、1984～85年には大旱魃がアフリカを襲った。ますます生活が苦しくなる一方の社会の底辺層にいる女性や子供のニーズの高まりに対応するべく、1980年から1985年の間に、ユニセフの対サハラ以南アフリカ援助支出は2倍に増え、1985年には全支出の38%が同地域での援助活動に費やされた。

80年代、IMF、世銀により構造調整のための融資が開始されると、ユニセフはいち早く、構造調整が社会の貧困層へ悪影響を与えていると警告し、1985年頃には「人間の顔をした調整」(Adjustment with Human Face)を提案した。また、1987年アフリカの保健相会議で採択されたバマコ・イニシアティブを支援するなどして、基礎保健の拡充、強化に力を入れている。90年代の援助政策としてユニセフは、持続可能な開発のためにはよりよい環境が不可欠として、すべての事業の持続性を確保するために、事業計画立案の過程に環境的配慮を組み込むべきであるとしている。

(2) 援助動向と実績

1984～88年度のサハラ以南アフリカ地域への純支出累計額は6億4100万ドルで、これはユニセフの全支出額の34.4%にあたる。このように、近年アフリカはユニセフの最重点地域となっている。ユニセフは現在、アフリカ44カ国で援助活動を展開しているが、各国に対する事業支出はそれぞれの国の5歳未満児死亡率(U5MR=出生1000人当たりの5歳未満児の年間死亡数)、1人当たりのGNP、子共人口の規模の3つを基準にして決められている。ちなみに、1987年度の援助実績ではエチオピア、スーダン、タンザニア、ナイジェリア、ウガンダが上位5カ国で、これらの国への純支出額合計は同地域全体の49%を占める。

アフリカ地域でのユニセフの援助活動は多岐にわたる。子供の生存と発育(CSD)の部門では、予防接種拡大計画(EPI)によるDPT(三種混合)、BCG、ポリオなどの予防接種の普及、経口補水療法(ORT)による下痢性疾患の予防、急性呼吸器感染症(ARI)の予防を支援している。最近ではエイズによる乳幼児の死亡が急増し、ユニセフはエイズ教育と安全な性行動を促進するためのWHOの「世界エイズ計画」と緊密に協力しながら、アフリカ諸国に技術、資金協力を行っている。基礎保健の分野では、バマコ・イニシアティブ(後述)に基づき五カ年協力計画(1989～93年)を立案し、全面的に援助をしている。栄養と食糧確保では、WHOと共同で栄養強化事業(JNSP)を実施しており地域社会ベースの発育観察、食糧と栄養監視、母乳育児の促進、家庭レベルでの食糧生産・貯蔵などに対する支援を行っている。また、水の供給と衛生、初等教育、婦人の地位向上の分野でも技術、資金援助が行われている。婦人問題に関しては、ユニセフは最も貧しく、最も不利な立場にある婦人に焦点を当てており、その戦略は福祉というより

開発への参加という意味で婦人のニーズを満たすことに重点をおいている。

バマコ・イニシアティブ

サブサハラ諸国が1980年代の厳しい経済状況下で構造調整プログラムを遂行していくなかで、基礎保健を地域レベルで運営することにより普及・拡大することを狙ったのがバマコ・イニシアティブである。その基本となる戦略はまず、必需医薬品の供給を確保し、村の保健員を通じて医薬品を販売して得た収入で、医薬品を補充するだけでなく、余った収益で地域社会の保健サービスを賄っていくという方法である。現在、ベニン、ギニア、ケニア、ナイジェリア、シエラレオネ、トーゴでこのイニシアティブが実行に移されている。その中でもベニンは完全な予防接種を受けた子どもの比率が3倍に高まるなど極だった成果を収めている。この他、多くのサハラ以南アフリカ諸国はユニセフなどの支援で同様のイニシアティブ実施のための予備調査を行っている。

2-1-7 欧州経済共同体 (E E C)

(1) ロメ体制成立過程と援助政策の変遷

E E Cは現在、ロメ体制を中心とする開発援助を実施しているが、その歴史は1957年 E E C 6カ国の間でローマ条約が締結された時点にさかのぼる (表2-3)。

ローマ条約第4部は構成国の植民地の経済的および社会的発展を促進し、植民地との間に緊密な経済関係を樹立することを表明し

た。E E Cはこれに基づいて植民地を対象とする開発援助を開始したのが、従来E E Cはフランスの「連合構想」を採用しており、この場合も主な対象地域はフランス領植民地であった。また、この時欧州開発基金 (E D F) が設立され、植民地に対する資金援助の中心的機関となった。

1960年代に入って植民地が次々と独立していく中で、旧植民地と宗主国の連合関係の再検討がなされ、E E Cと新たに独立を達成した18カ国との間に1963年ヤウンデ協定が締結され、これは1969年第2次ヤウンデ協定として更新された。この、ヤウンデ協定は、実質的には「第4部連合」を継続

・強化したものであった。

1972年のイギリスのE C加盟は、英連邦開発途上国の協定への参加を促した。その結果、

1957	ローマ条約 (1958~63)
1963	第1次ヤウンデ協定 (1963~68)
1969	第2次ヤウンデ協定 (1969~74)
1972	イギリスのEC加盟
1975	第1次ロメ協定 (1975~79) STABEX、リスク・キャピタル、Sugar Protocol、Micro-projects 導入
1979	第2次ロメ協定 (1980~84) 58ACP SYSMIN導入
1984	第3次ロメ協定 (1985~89) 66ACP
1989	第4次ロメ協定 (1990~2000) 69ACP STABEX無償化、特別融資廃止

1975年第1次ロメ協定の締結と同時に、ヨーロッパ、アフリカ、カリブ海、太平洋の4地域にまたがった広範な経済協力関係が生まれたのである。ロメ協定が更新されるにつれて、そのメンバーであるACP諸国（African, Caribbean and Pacific States）の数は徐々に増えてきており、現在は69か国が加盟している。

第3次ロメ協定を締結の際、EECは従来のプロジェクト単位のアプローチ法を改め、ACP各国との競技で設定される少数の優先分野あるいは開発課題に対し持続的な援助をする方式を取っている。この方式のもとで、ACP諸国の大部分が農村開発を最優先開発課題と決定したのに対し、EDFのプログラム援助の70～80%が農村開発に向けられている。

1990年3月に協定が更新されて第4次ロメ協定が誕生したが、その援助資金額（1990～95年度）は120億ECU（欧州通貨単位）と実質ベースで2割増えており、協定期間は10年間に延長された。この協定では、ACP諸国の債務問題への配慮から、STABEX債務廃止など債務緩和措置が盛り込まれており、援助のより一層の無償化が進んでいる。また、構造調整支援の無償資金援助の比重が高まっており、EECは国際援助機関による構造調整融資の3割を担当することになった。また、反アパルトヘイト政策などの人権擁護、環境保全についても条項に盛り込むなど、人権、環境問題への関心が高まっているのが特徴である。

(2) 対ACP諸国援助内容

EECの開発援助はロメ体制に基づくACP諸国（参加国69か国中、サハラ以南アフリカからはナミビアを含む46か国が加入）向けと、それ以外の非ACP諸国向けとに分類される。援助実績をみると、例年、援助資金の約60%がACP諸国へ、残りの40%が非ACP諸国へ支出されており、資金源はそれぞれEDF、ECC予算枠となっている。

EDF援助の分野別配分は、第1次および第2次ロメ協定を通じてその大部分が交通・通信、農村開発、工業化の3つの分野に集中しており、一般的にEECによるプロジェクトは資本集約的であった。第3次ロメ協定になると、EECの援助ポリシーの変化に伴って、重点分野である農村開発にプログラム援助資金の70～80%が流れた。EECはACP諸国の地域社会の開発ニーズに対応するために、小規模プロジェクト（Micro-projects）方式を取り入れて、地域レベルでの開発を推進しており、このために2500万ECUを基金として設置している。また、同様の小規模プロジェクトの実施団体であるNGO（EEC構成国所属に限る）に対する資金援助も行っている。

(3) 援助の動向と実績

ロメ協定にはサハラ以南アフリカ46か国全てが加盟しており、EDF資金供与承認額（第2次・3次ロメ協定時）のうち87%がアフリカ地域に振り向けられ、同地域はEEC開発援助の最重点地域となっている。EDFによる1984～88年間の対サハラ以南アフリカ純支出累計額は同地域に対するODA全体（バイ・マルチ援助機関）の4.8%、52億4500

万ドルで、フランス、世銀、国連に次いで第4位のドナーとなっている。

国別無償協力の重点は第3次ロメ協定下では農業・農村開発および食糧確保であり、援助額の約80%を配分している。これはOAUが1980年農業を開発の最優先分野とするラゴス行動計画を採択したことの影響を受けているものと思われる。主要受益国はエチオピア、コートジボアール、セネガル、スーダン、ケニアなどとなっている(1987~88年実績)。

EECは国別援助に加えて、ACP諸国間の地域協力に対しても積極的に支援しており、アフリカ地域ではECOWAS(西アフリカ諸国経済共同体)、CEAO(西アフリカ経済共同体)、UDEAC(中部アフリカ関税・経済同盟)、PTA(東・南部アフリカ特惠貿易地域)、SADCC(南部アフリカ開発調整会議)などに対して援助を行なっている。地域協力促進のための援助の90%はアフリカ地域へ、10%強がカリブ海および太平洋地域に配分されている。

表2-4 各ロメ協定時の援助実績または予算額

(単位：百万ECU=欧州通貨単位)

	Lome I [1975~79年] (実績)	Lome II [1980~84年] (実績)	Lome III [1985~89年] (予算)	Lome IV [1990~2000年] (予算)
EDF	3,072	4,724	7,400	10,800
- 無償援助	2,150	2,999	4,860	7,995
- 特別融資	446	525	600	-
- リスクキャピタル	99	284	600	825
- STABEX	377	634	925	1,500
- SYSMIN	-	282	415	480
EIB融資	390	685	1,100	1,200
合計	3,462	4,845	8,500	12,000

2-2 二国間援助分析

2-2-1 総論

1988年のDAC諸国のサハラ以南アフリカに対する二国間ODA実績の合計は、名目値で100億8950万ドルになり、84年の52億1610万ドルに比し2倍近い伸びを示している。国別には、第1位フランス(26億8800万ドル、DAC諸国中に占める割合26.6%)、第2位イタリア(13億6450万ドル、同13.5%)以下、西独、日本、米国、英国、オランダ、スウェーデン、およびカナダが続いている。我が国は、9億4320万ドル、シェア9.3%で第4位に位置している。

また、同年におけるDAC諸国の二国間ODA全体(331億8330万ドル)に占める対アフリカODAの割合は30.4%である。これは、アジア(103億4790万ドル、31.2%)とほぼ同じ割合であり、中南米(41億3820万ドル、12.5%)、中近東(19億1440万ドル、5.8%)に比して大きい。国別にみると、アイルランド、ベルギーが60%台、デンマーク、イタリア、フィンランド、ノルウェーが50%台、フランス、スウェーデン、イギリスが40%台、スイス、オランダ、西独が30%台とヨーロッパ諸国が比較的高く、我が国の15%というシェアは、米国等とともに低い水準となっている。

2-2-2 フランス

(1) 援助政策の変遷

第二次世界大戦後、それまでのフランスの属領に対する「同和政策」は、社会・文化的な「共存政策」へと変化し、政治的には属領の自治の拡大、経済的には生活・福祉水準の向上が指向されるようになった。1946年のフランス憲法によって、属領はフランス連合内の参加国となるとともに、自治権が与えられたが、フランスは以後、これら諸国に対し、経済水準の向上及びこのための公共投資の拡大に力を注ぎ始めた。

10年後の1956年には、いわゆる海外属領の非植民地化への基本法が制定され、海外領土における議会の権限の強化、行政権の強化及びアフリカ人の行政部局への登用等につき進展がみられた。当時インドシナ半島諸国やチェニジア、モロッコが相次いでフランスからの独立を達成してくるにつれて、従来属領との経済関係の結合を強化する手段として考えられていたフランスの援助は、次第に各国の経済的独立へと視点が変わっていく。

1960年代に入ると、非植民地化政策の進捗とともに植民地政策に一応の終止符が打たれ、1963年には、その後のフランス援助政策の基本理念を構成する「ジャヌネイ報告」が発表された。これは、フランスにとり援助効果が最も期待できるアフリカ、特にフラン圏を優先することを是としたが、1970年代半ば以降では、中南米、中近東、アジア等への輸出振興的援助も重視され始めた。

(2) 現在の援助政策と理念

フランスの援助の目的としては、

- 1) 国際的な連帯の実現
- 2) 途上国の信頼獲得による外交・軍事・経済・文化面における国益の充足
- 3) フランス語、フランス文化の普及
- 4) 旧植民地諸国に対する旧宗主国としての責任遂行

が挙げられる。

1981年のミッテラン政権成立後は、社会主義的な観点から人道主義的な援助、特に後発開発途上国（L L D C）への援助を重視しており、L L D C向けを中心に援助の量的増大および質の改善に務めている。援助の目標は、以下の通り。

- 1) 途上国の開発ニーズに応えること
- 2) フランスのニーズに応えること—国際社会におけるフランスの地位の強化と海外よりのエネルギー等一次資源の確保、フランス製品の市場拡大等自国の産業・商業目的に寄与すること
- 3) 国際共同体の一員として世界平和の維持、確立に貢献すること

また注意すべき事項として、

- 1) 援助受け入れ国の開発政策を尊重すること
- 2) 長期的観点からフランス及び途上国の相互利益の実現
- 3) フランスの経済状況を早急に改善し、協力のための基盤の充実を図ること

を掲げている。

1990年に入ってから、対外援助政策見直しの機運が高まっており、2000年までに、地理的にバランスの取れた援助の実現に向けて努力する方向で検討が進められている。すなわち、従来地理的配分の多かった対アフリカ援助の見直しを行い、相対的シェアの低下を目指していると言えよう。この背景には、昨今のアジア諸国の経済躍進に果たした援助の役割を肯定的に評価していること、および自国援助の商業的動機を強化しようとする考えがあると思われる。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助の動向

アフリカに対する援助の主な特徴は、以下の通り。

- 1) フランス語圏アフリカに対しては資金協力、技術協力の双方を通じ、当該国の開発に対し各セクターに、全面的にバックアップ、一方その他アフリカ諸国に対しては、エチオピア等に対する緊急支援を除けば輸出促進的援助の傾向が強い。
- 2) 世銀・IMF等国际機関とも協力しつつ、フランス語圏アフリカ諸国に対し、独自の構造調整融資を供与している。
- 3) 途上国の政策対話についても、アフリカ首脳会議を毎年開催、政治・経済面で突っ込んだ議論をする等、各層で積極的に行なっている。

セクター上の配分としては、1) 農村開発と食糧自給化、2) エネルギー、3) 住宅、保健・衛生、教育等のBHN型分野、に重点を置いているが、これは過去大型インフラ援助や食糧援助が必ずしも所期の効果を得ず、逆に経済上マイナス面も大きかったことに對する反省に基づいている面も強い。

フランスはサハラ以南アフリカ、特に西アフリカフランス語圏諸國に対する援助を最優先してきており、二國間ODAの受取額の多い國には、コートジボアール、セネガル、コンゴ、マダガスカル、ニジェール、ブルキナ・ファソ、カメルーン等フランス語圏諸國が上位を占めている。

(4) 對アフリカ援助実績

1985年から88年までの對アフリカ二國間ODA全体に占めるフランスの割合は26.5%であり、同期間の年平均支出純額が21億3330万ドルに上るトップドナーである。これには、海外県、海外領土に対するものが含まれてはいるが、それを除いても依然その地位は揺るがない。1986年以降の對アフリカ援助量飛躍的に拡大しているが、これは1984~88年の第9次5カ年計画で、援助の量的拡大とLLDC向け援助が重視されたことを反映しているものと思われる。また、フランスの三國間のODA全体に占める對アフリカのシェアは48.0% (88年実績) と高い。

2-1-3 イタリア

(1) 援助政策の変遷

イタリアのODAの最近の動向として特筆できるのは、ここ数年の急速な予算の伸びである。特に二國間ODAについては、1979年の2247万ドルから88年の24億780万ドルと10年間で名目値で100倍以上増加した。戦後長らく停滞していたイタリア經濟の復興に伴い、80年代初め頃から、ODA予算も急速な伸びが記録されており、積極的な途上國援助政策を採ったことがうかがえる。現にイタリア政府は、1981年にODA予算の目標を83年にDAC平均、85年にEC諸國の平均、90年までに対GNP比0.7%以上と設定している。このような援助の量的拡大に對するのために、1987年に新開發協力法が制定され、開發協力の目的や手法を明確化したほか、外務省内に開發協力總局を設置するなど援助運営体制の再編成が行われた。

(2) 現在の援助政策と理念

現在の援助基本政策は、上述した開發協力法の第1条に、以下の通り示されている。

- 1) 開發協力は外交政策の一環である
- 2) BHNに應える援助を重視する
- 3) 自助努力を支援する
- 4) 婦女子の地位向上を重視する
- 5) NGOの活動の支援を促進する

- 6) 国連、ロメ協定の枠組みを尊重する
- 7) 世銀、IMFの枠組みを重視する
- 8) 直接的・間接的な軍事目的使用を禁止する

また、注目すべき点として、ローカルコストおよびリカレントコストへの支援、第三国からの資材購入、アフリカの最貧国に対する債務救済等が可能になり、援助の幅が広がったことである。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助動向

1988～90年の地域的配分では、ODA全体の45%がアフリカに向けられている。中でもサハラ以南アフリカを最優先地域とし、この地域の安定と紛争の平和的解決のための援助を実施している。アフリカ地域における重点国は次の通り。

第1優先国：ソマリア、エチオピア、モザンビーク、タンザニア

第2優先国：セネガル、スーダン、ジブティ、ケニア、アンゴラ、ザンビア、ジンバブ

エ

ソマリア半島に対しては、歴史的な関わりが深いこともあり、イタリアが途上国援助を始めて以来の対象地域となっており、食糧自給、保健医療に重点を置いた援助を行っている。サヘル地域に対しては、82年以降集中的に援助を展開しており、その援助の中核をなすものは国際機関を利用した「マルチ・バイ」方式による農村地域総合開発である。また南部アフリカに対する援助は、EEC諸国と協調しつつ、南アフリカ依存の軽減を目的として行われており、運輸・通信分野に重点が置かれている。

(4) 対アフリカ援助実績

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占めるイタリア援助の割合は12.1%であり、同期間の年平均支出純額は9億7700万ドルである。これは、同期間においてフランスに次ぐ援助規模である。近年のイタリアODAの増加率は目を見張るものがあり、対アフリカ援助においても、86年以降イタリアはフランスに次ぐ第2の援助大国になっている。また、イタリアの二国間ODA全体に占める対アフリカのシェアは56.7%（88年実績）と高い。

2-1-4 西独

(1) 援助政策の変遷

西独のODAは、第二次世界対戦後の国内経済復興が一段落した1953年頃から開始されたが、その当時の経済協力の中心をなしていたのは、商業動機に基づく輸出信用等の民間ベースの援助であった。1950年代を通じ、政府ベース援助は、体系的な援助政策を有しておらず、かつ効果的な実施方式をまだ模索している段階であったが、1960年代に入ると、1956年以降の国際収支の大幅黒字による外貨累積と、それに伴う国内経済のインフレ化問題への対応策として、またドル防衛が問題化し始めていた米国の「援助の国際分担化」へ

の要請に応える意味で、重要な対外政策手段としての援助が重視されるようになった。この頃、援助に関する予算、法制、機構の整備が実施され、西独経済援助は本格化した。具体的に挙げると、復興金融金庫（K f E W）による対外資金協力が可能となり、政府の企画立案決定を行う経済協力省（B M Z）、技術協力を実施するドイツ技術協力公社（G T Z）民間投資促進のためのドイツ経済協力公社（D E G）が相次いで設立された。

西独政府は、1971年に至って初めて西独の開発途上国援助の目的、原則、計画、方法などに関する基本戦略とも言うべき「国連開発第二次十年のための開発政策理念」を発表した。ここで明らかにされた経済協力の一般原則は、その後多少の変化はあるものの、西独の開発途上国援助に関する基本政策として堅持されている。西独政府開発援助の内容については、当初より技術協力、政府貸付及び他国間援助の三種の援助が主な柱となっており、他のドナーと比べた場合の特色として、贈与のうち無償資金援助が少なく、技術協力を重点が置かれていること、国際機関を通じる援助を重視してきたことなどが挙げられる。

(2) 現在の援助政策と理念

西独の援助は、人道的、道義的配慮、相互依存といった国際的な一般理念に加え、世界の緊張緩和および国際平和構築といった西独外交政策の重要目的に沿って行われている。

西独の具体的な援助戦略は、以下の通り。

- 1) L L D Cを中心とする貧困途上国（特にアジア・アフリカ）、その中でも絶対的貧困層に対するB H N型援助を重視し、L L D Cに対する援助は無償を原則とする
- 2) 農村開発、エネルギー供給改善、環境保護の3セクターに重点を置く
- 3) 援助受け入れ機関の組織強化のための技術援助に力点を置き、既存インフラの維持・修理を新規投資に比べ優先する
- 4) 援助資金の効率的な使用と他のドナーとの協調・調整に配慮する
- 5) 途上国自身の開発におけるイニシアティブを尊重し支援する

また、食糧自給、開発における女性の役割、教育・訓練、構造調整政策等も重視している。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助動向

西独の対アフリカ政策は、フランスやイギリスのように旧植民地に特別な援助の重点を置いているわけではなく、広範に協力・援助しており、アフリカは世界の第三世界地域で西独が最も援助する地域になっている。

対アフリカ援助の重点項目としては、以下が挙げられる。

- 1) 国際機関との協調の下でのマクロ、セクターレベルでの政策対話の推進
- 2) 計画、実施能力強化のための債務管理、投資予定策定にかかる技術協力
- 3) 主にサヘル地域の土壌侵食、砂漠化問題への支援
- 4) 食糧自給を目指した農村へのマルチセクターアプローチ
- 5) 人口問題への対処

6) 経済構造調整支援につながるローカルコスト、運営費用の負担

また、世銀等との協力による構造調整融資をこれまで積極的に供与してきており、世銀の「アフリカ特別基金」にも協調融資の大口供与国として参加している。

西独二国間ODAのアフリカ地域内配分をみると、ケニア、スーダン、タンザニア等の英語圏諸国が上位を占めているが、ザイール、ニジェール、マリ等のフランス語圏諸国もかなりのシェアを有しており、アフリカ地域全体に満遍なく供与している傾向が強い。

(4) 対アフリカ援助実績

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占める西独援助の割合は約10.1%であり、同期間の年平均支出純額は8億1670万ドルである。これはフランス、イタリア、米国に次ぐシェアとなっている。また、西独の二国間ODAのうち、約30%（88年実績で30.3%）がアフリカ地域に向けられているが、その比率は他のヨーロッパのドナーに比し、必ずしも高いとは言えない。

2-1-5 米国

(1) 援助政策の変遷

米国はODAの最大の供与国として、第二次世界大戦後一貫して対外援助の拡充に指導的役割を果たしてきている。米国の対外援助政策は、自由主義世界のリーダーとしての使命感と、米国の掲げる民主主義的理想社会に対する強い自身が、その根幹に流れており根外交政策とは表裏一体の関係で推移してきたと言えよう。また、これまでに多くの援助政策目標が課されてきており、その時々政権の対外政策や国際経済環境々により、強調される目標の相違が出てきている。具体的に言うと、米国援助の重点が、1973年以前のキャピタル・プロジェクト中心から1973年の新政策によってベーシック・ヒューマン・ニーズ・アプローチ重視に移行し、最近では相手国との政策対話重視へと変化してきたことが指摘できる。

(2) 現在の援助政策と理念

米国にとり対外援助は、外交政策の重要な一環であり、米国の依って立つ価値体系（自由と民主主義）の途上国への啓蒙・普及と、自由主義経済を柱とする世界秩序の構築を目的とするものと言える。

米国の国益を重視した安全保障的側面の重視、市場経済の重視による途上国の構造改善政策の重視、被援助国の自助努力の要請といった特徴があり、具体的には、

- 1) 多国間援助額の減少（より外交上の配慮を強調した二国間援助の重視）
- 2) 経済支持援助の重視（安全保障上の配慮、自由主義的経済運営への支援）
- 3) 途上国との政策対話の強化（途上国における自由主義的経済運営の採用、援助資金の効率的配分）

といった形をとっている。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助動向

対アフリカ援助政策の基本原則は、1981年に以下の事項が公表されている。

- 1) 平和と地域安全保障の促進
- 2) 友好国への支援
- 3) 市場解放と重要資源への接近の維持
- 4) 南部アフリカ問題の交渉による解決
- 5) 経済成長を維持する民主的機構と開発政策を持つ国々への支援
- 6) 米国の国益に沿いアフリカ人が生きていくために必要なものの充足

1985年1月の議会では、アフリカの長期的経済危機の要因として、

- 1) 農業生産性の低下
- 2) 累積債務の増大
- 3) 資源の非効率的利用

が指摘され、その対策として、「積極的開発」(Positive Development)が提唱された。

これにより、政策対話に基づくアフリカ人自身による開発政策の変革を前提とした、

- 1) 「アフリカ経済政策改革プログラム」(African Economic Policy Reform Program)
- 2) 「発展のための食糧優先援助」("Food for progress" Initiative)

が打ち出される結果となった。その後、1984～85年のアフリカ飢饉を契機にUSAID内に設置された対アフリカ援助タスフォースは、長期的方針としての援助の最重点項目を、

- 1) 経済再建のための政策の再構築
- 2) 農産物価格と流通機構の改革、農業研究及び技術開発への長期的支援
- 3) 技術訓練、児童救急、人口問題対策等の人的資源開発

の3点にまとめた。これを踏まえ、1988年度より5年間の時限措置として、対アフリカ援助予算を一括した5億ドルの「アフリカ開発基金」(Development Fund for Africa)を設立した。これは、従来の部門別予算配分とは異なり、アフリカ地域予算として一本化し国別に配分するというもので、USAIDの裁量権は広がり、予算運用面での弾力性が増した。また、経済政策対話を基にした政策転換の促進に代表されるような、長期的観点からの対アフリカ援助の実施が容易となった。

米国の援助は、1) 経済支持援助、2) 開発援助、3) 食糧援助、に大別できるが、そのうち経済支持援助の伸びが著しく、特にレーガン政権期(1981年以降)からはその増加が顕著である。これは、本援助の性格からみて、同政権の安全保障重視の姿勢を窺わせている。開発援助のなかでは、農業、農村開発、栄養改善がその大部分を占め、次いで教育・人的資源開発、保健の順になっている。

米国の対アフリカ援助は二国間援助が主で、サヘル地域、南部アフリカ開発調整会議(SADCC)、その他のアフリカ地域機構等に対する多国間援助の比重は全体の約10%と低い。二国間援助の受取額の多い国々は、スーダン、モザンビーク、ソマリア、セネガ

ル、ケニア、ザイール等であるが、これら諸国は米国の国益に沿いかつ戦略上重要と考えられている国々であると言えよう。

(4) 対アフリカ援助実績

1974年まで1億ドル台を保ってきた米国の対アフリカ二国間援助は、75年に（フォード大統領期）初めて2億ドルを越えた。79年、80年になると（カーター大統領期）、それぞれ3億8700万ドル、5億8300万ドルへと、急激な増加が図られた。その後順調な伸びを示し、1985年にはついに10億ドルの壁を突破し、13億1800万米ドルの援助額を誇ったもののその年をピークに、86年の財政収支均衡法の影響もあり、減少に転じている。

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占める米国援助の割合は11.6%であり、同期間の年平均は9億3880万ドルである。これは、同期間においてフランス、イタリアに次ぐ第3位の援助規模であるが、単年度で見ると、88年実績では西独、日本に抜かれ第5位となっている。また、米国の二国間ODA全体を占める対アフリカのシェアは11.4%（88年実績）であり、日本と同様、ヨーロッパ諸国に比べ低い水準となっている。

2-1-6 英国

(1) 援助政策の変遷

英国の途上国向け開発援助プログラムは1878年に始まった植民地政府に対する行政指導に源を発していると言える。その後、英国援助が植民地側から英国経済のための市場拡大の手段ではないかとの批判を受けるに至り、1940年には援助限度額の引き上げ、1958年には援助適用範囲を植民地から独立した英連邦諸国にも拡大し、併せて開発投資と経済協力の目的は相手国の経済水準を高めるためとの援助方針を明確に打ち出すようになった。この間の援助を扱う政府機関はまちまちであったが、1961年の技術協力省の設置による技術協力業務の調整の開始、1964年の海外開発省の創設にともなう技術協力と資金協力業務の一元化、1970年には海外開発省を海外開発庁に改め外務・英連邦省の外局にしたこと等を通じて、開発援助の統合による一元化を図ってきた。

(2) 現在の援助政策と理念

英国の援助は、人道的見地あるいは相互依存という国際的な一般理念の下に、より広く全世界に門戸が開かれているが、英国にとり政治的、経済的に利益となるような援助も重視されている。

英国の主な援助政策は、以下の通り。

- 1) L L D C およびそれに類する貧困途上国への援助の重視
- 2) 英連邦諸国（旧英領植民地）への援助の重点配分
- 3) 援助効率化（受入れ国のニーズへの配慮、援助受入れ体制の改善、受入れ国との政策対話、他のドナーとの援助調整等）の重視
- 4) 民間ベースの経済協力を重視、公的援助はその拡大への触媒的役割をはたすものと

して位置づける

5) 途上国の経済構造調整に絡み、プログラム援助を重視する

(3) サハラ以南アフリカに対する援助の動向

英国の対アフリカ援助の目標としては、

- 1) IMF、世銀との協調の下での、構造調整、経済開発政策改革への支援
- 2) 農業・食糧生産ならびに農村開発への協力の重視
- 3) 英語教師の派遣、学校及び教育施設の建設、カリキュラム改革、学校教師対象の研修事業等の教育分野への援助の重視
- 4) 砂漠化防止等環境保護プロジェクトの推進等の環境問題への積極的対応
- 5) 女性の経済的・社会的地位の向上に資するようなプロジェクトの優先

が挙げられる。

英国の二国間ODAの地理的配分は、英連邦諸国の低所得国が主要対象となっている。また、アフリカ地域の構造調整実施中の国に対し高いプライオリティーを置いている。英国の二国間ODAに占めるアフリカ地域の比率は3割強であり、タンザニア、ザンビア、ケニア、スーダン、マラウィ、モザンビーク等が主たる援助受け入れ国である。多国間援助に関しては、ODA量自体が減少する傾向の中にあって、国際約束に基づく一定量の確保の必要性から、そのシェアは86～87年平均で44.1%とかなり高いものとなっている。

(4) 対アフリカ援助実績

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占める英国援助の割合は4.9%であり、同期間の年平均支出純額は3億9790万ドルであった。これはフランス、イタリア、米国、西独等と比べ低い水準である。しかし、88年には前年比57.6%増の6億110万ドルに急伸し、この年のシェアでは、フランス、イタリア、西独、日本、米国に次ぎ第6位となっている。また、英国の二国間ODA全体に占める対アフリカのシェアは42.0%（88年実績）である。

2-1-7 カナダ

(1) 援助政策の変遷

カナダのODAは、1950年代初めにインド等の英連邦諸国に対して食糧援助が行われたのが最初であるが、しばらくは、小麦の食糧援助、水力発電、鉄道などのインフラに対する融資、技術援助の3つの援助方法が中心をなしていた。1970年代後半には、農村開発、教育、健康と人口問題に焦点が当てられた援助が重視され、1981年には、農業、エネルギー、人的資源開発の3つが優先セクターに選ばれた。また、基礎保健（PHC）、女性に対する機会均等、識字教育は、カナダ二国間ODAプログラム実施の際の基本的な要素となっている。

(2) 現在の援助政策と理念

カナダはODAの目的を次の3つの国民的関心事として表現している。

- 1) 人道的見地から、人々の苦しみを軽減し社会正義を推進しようとするカナダ国民の希求の表明
- 2) 世界の安定、平和機会の改善のひとつの手段
- 3) 開発途上国の経済成長を支援することによって国際貿易を活性化し、もってカナダ自身の中・長期的な経済的利益に資すること

カナダODAの基本的な考え方は、1986年に発表されたODA憲章において、次の通り表明されている。

- 1) 最貧国、最貧層を優先
- 2) 途上国の人々の自助努力を支援
- 3) 開発優先度を重視した協力目的の設定
- 4) カナダ国民と第三世界との連帯の強化

開発援助の最優先課題としては、次の事項を挙げている。

- 1) 貧困の緩和
- 2) 構造調整の推進
- 3) 女性の役割の向上
- 4) 環境に配慮した開発
- 5) 食糧の安全保障
- 6) エネルギーの適正開発

援助対象国の選定に関しては、次のクライテリアによって優先度を定めている。

- 1) ニーズ
- 2) 開発意欲
- 3) 援助吸収能力
- 4) 経済のパフォーマンスと努力
- 5) 災害・危機要因
- 6) カナダに対する政治的関心度
- 7) 商業的關係

カナダの援助は原則的にすべて無償化されている。また、特に政府間ベースでは手の届きにくい分野において、NGO、NGIを通じた協力を積極的に取組んでいることも、カナダODAの特徴のひとつになっている。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助動向

カナダ二国間ODAの地理的配分に関するガイドラインでは、アフリカ地域（サハラ以北を含む）に対し、アジアと同等の42%が割り当てることとなっている。また、貧困国、貧困層重視の政策からみても、アフリカ特にサハラ以南向け援助に高いプライオリティー

を置いていることは明かである。1986年来アフリカ地域に対するODAはすべて無償化しており、1987年には地域内の全ての諸国のカナダに対する公的債務の取り消し措置を約束している。カナダは、国内事情を反映して、アフリカ地域を仏語圏と英語圏に分けている。仏語圏アフリカにおける重点事項は次の通り。

- 1) 構造調整政策への支援
- 2) 食糧安全保障、エネルギー供給、インフラの修復・維持、環境保全、砂漠化防止等における人的、物的資源
- 3) 草の根レベルでの開発

本地域内の重点国は、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、セネガルのサヘル諸国、カメルーン、ザイール、コートジボアールである。

一方、英語圏アフリカにおける重点分野は、

- 1) 農業・食糧生産
- 2) 人的資源開発
- 3) 運輸
- 4) エネルギー

である。重点国としては、エジプト、ガーナ、ケニア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエが挙げられ、また、SADCCに対する支援も重視している。

(4) 対アフリカ援助実績

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占めるカナダ援助の割合は4.3%であり、同期間における年平均支出純額は3億4370万ドルであった。また、カナダの二国間ODA全体に占める対アフリカのシェアは24.3%（88年実績）である。

2-1-8 スウェーデン

(1) 援助政策の変遷

スウェーデンのODAは1950年代に開始されており、初期の援助は国連を通じての技術援助が中心であった。具体的には、50年に国連が拡大技術援助プログラム（EPTA）を開始するに当たり、最初の資金供与国の一つになっており、国連機関を通じ多くの技術専門家を送り出している。国内では52年に技術協力委員会が発足、53年には国連事務局長にスウェーデン人のハマーショルドとが就任したこともあって、50年代後半は国内の開発援助支持の世論は高まった。

これを背景に、1960年代初頭に社民党政権によって対外援助政策は根本的に再検討された結果、62年には、貧困な人々の生活向上と、援助受け入れ国の政治的民主主義および社会の平等化を目的とした新しい援助政策が議会で承認された。このように、当時よりスウェーデンの援助動機が人道主義に立脚していたことから、技術援助の優先分野としては、教育・職業訓練、保健・医療、家族計画といった社会開発部門が重視されてきた。68年に

は、援助予算を毎年25%前後増加させ、74/75年までにそれだけでGNPの1%に達するよう求めた意欲的な援助中期計画が採択された。また、62年当時スウェーデンのODAの83%を占めていた多国間援助は、68年には42%までに下がっており、多国間援助から二国間援助へと徐々に重点を移してきたことがわかる。

援助対象地域・国に関する政策については、数段階の過程を経ている。すなわち、

- 1) 1960年代初頭においては、歴史的関係の深かったエチオピア、スリ・ランカおよびパキスタンが主な対象国であった。
- 2) 1965年には援助受け入れ国を、長期的協力を実施しうる主要国、または短期的な個別プロジェクトのみ協力の対象とする諸国とに、大きく二分するようになった。当時の対象国は、エチオピア、インド、ケニア、タンザニア、パキスタンおよびチュニジアであった。
- 3) 1970年前後には、大きな社会的・経済的変革を実施し、かつ経済的独立に対し熱心な努力を続けている諸国に対する協力が重視された。すなわち、チリ、キューバおよび北ベトナムに対する援助がそれである。また、アフリカに関しては、南ア共和国、ローデシアおよびポルトガル植民地の弾圧政策の犠牲者に対する人道的、教育的援助が開始されており、これが今日の南部アフリカ地域に対する援助につながることとなる。
- 4) 1972年からは、援助の地理的配分に関連して、3年間のローリングベースによる国別プログラムの作成を主要援助国に対して行うようになる。この方法に従って、新たな二国間援助は、経済的、社会的な平等化の必要条件を作り出す構造変革政策を持つ国に、その対象を移していった。このような援助理念と援助対象国を直接に結びつける考え方により、対象国の見直しが漸次行われた結果、キューバ、チリ、スワジランド、チュニジア、パキスタンは落とされ、バングラデシュ、エチオピア、ケニア等は比重が下がった。代わりに、モザンビーク、ニカラグア、ザンビア、ジンバブエ等が比重を増してきた。この頃から、インド、モザンビーク、タンザニア、ベトナムの4カ国だけで、スウェーデン二国間ODAの50%に近い額を占めるようになった。

(2) 現在の援助政策と理念

1978年の国会決議において唱われたスウェーデンODA基本理念は、「世界の貧困な人々との連帯が援助の十分な動機であり、援助を通じ世界の平和・繁栄と真の民主主義の達成に貢献することである」としている。

また、一般的目標は、貧困な人々の生活水準の引き上げを助けることであるが、そのための手段として、受益国が自己の生産力を強化し、それを効果的に用いる能力を拡大することが必要とされている。

援助目的としては、次の5項目の推進を掲げている。

- 1) 経済成長

- 2) 経済的・社会的平等の実現
- 3) 経済的・政治的自立
- 4) 民主的な社会発展
- 5) 環境保全 (1988年に新たに追加)

なお、1978年以降のスウェーデンODAは、原則すべて無償化されている。

(3) サハラ以南アフリカに対する援助の動向

1989年1月にスウェーデン外務省国際開発協力局が国会に提出した予算法案によると、スウェーデンの1990年代の対アフリカ援助の目標は、「貧困な人々の生活水準を向上に資するような持続的成長を促進することである」としている。そして、90年代の援助政策として、次のような開発戦略を支援することであると述べている。

- 1) 生産的投資と効率的生産に必要な条件を整えるための成長指向の経済政策を取ることによって、経済成長を促し雇用の創出を図る
- 2) 食糧自給の達成と、次世代のための天然資源のより良い管理・維持
- 3) 貧困の軽減および貧困層の生産能力向上のために、教育、保健等の分野で社会的条件を改善する特に女性の役割を重視する
- 4) 成長指向の経済政策を有効ならしめる必須条件として、インフラストラクチャーを補修する
- 5) 制度的枠組み造りと技能・技術の向上
- 6) 南ア共和国に対する効果的な経済制裁と、フロントライン諸国に対する経済支援および開発協力により、反アパルトヘイト運動への支援を継続する

主な援助受取国としては、スウェーデン二国間ODAのプログラム国を挙げることができる。全17国のうちアフリカ地域の対象国11カ国を援助供与枠の大きい順に並べると、タンザニア、モザンビーク、ザンビア、ケニア、ジンバブエ、アンゴラ、エチオピア、ボツワナ、ギニア・ビサオ、カーボ・ヴェルデ、レソトとなる。

(4) 対アフリカ援助実績

1985年から88年までの対アフリカ二国間ODA全体に占めるスウェーデン援助の割合は4.7%であり、同期間における年精勤支出純額は3億7590万ドルであった。また、スウェーデンの二国間ODA全体に占める対アフリカのシェアは45.2% (88年実績) である。

表2-5 DAC諸国のサハラ以南アフリカに対する二国間ODAの推移(単位:百万ドル、支出純額)

国名等/年	二国間ODA全体				対アフリカ二国間のODA					対アフリカ援助の占めるシェア				
	1985	1986	1987	1988	1985	1986	1987	1988	年平均	国別シェア	1985	1986	1987	1988
オーストラリア	534.9	513.0	555.0	622.4	33.3	26.1	35.0	41.8	34.1	0.4	6.2	5.1	6.5	6.7
オーストリア	174.3	141.5	156.9	162.4	15.1	12.5	29.5	38.4	23.9	0.3	8.7	8.8	18.8	23.6
ベルギー	275.2	359.2	427.7	422.6	184.8	251.6	286.9	287.4	252.7	3.1	67.2	70.0	67.1	68.0
カナダ	997.1	1054.3	1259.6	1583.2	334.9	291.0	364.8	384.0	343.7	4.3	33.6	27.6	29.0	24.3
デンマーク	228.4	362.2	459.0	477.7	113.3	201.7	233.4	282.3	207.7	2.6	49.6	55.7	50.8	59.1
フィンランド	127.6	187.6	262.7	379.6	69.9	102.4	145.1	208.7	131.5	1.6	54.8	54.6	55.2	55.0
フランス	3262.0	4162.3	5326.3	5600.8	1463.5	1961.2	2420.6	2688.0	2133.3	26.5	44.9	47.1	45.4	48.0
西独	1980.0	2642.5	3090.2	3172.1	590.3	771.7	943.1	961.8	816.7	10.1	29.8	29.2	30.5	30.3
アイルランド	17.2	25.3	27.3	21.9	11.0	13.9	16.6	15.1	14.2	0.2	64.0	54.9	60.8	68.9
イタリア	781.4	1486.8	1877.9	2407.8	449.2	946.0	1148.1	1384.5	977.0	12.1	57.5	63.6	61.1	56.7
日本	2556.9	3846.3	5134.8	6421.9	277.5	451.1	592.8	943.2	566.2	7.0	10.9	11.7	11.5	14.7
オランダ	762.2	1180.4	1418.7	1552.2	251.2	440.1	510.9	550.4	438.2	5.4	33.0	37.3	36.0	35.5
ニュージーランド	42.8	60.7	66.2	93.3	0.6	0.5	0.5	0.8	0.6	0.0	1.4	0.8	0.8	0.9
ノルウェー	328.3	479.1	527.6	571.8	179.9	268.3	306.6	312.3	266.8	3.3	54.8	56.0	58.1	54.6
スウェーデン	579.8	777.0	895.7	1053.8	259.4	387.8	380.1	476.4	375.9	4.7	44.7	49.9	42.4	45.2
スイス	227.6	323.4	388.5	444.6	95.3	159.9	147.2	161.5	141.0	1.7	41.9	49.4	37.9	36.3
英国	859.6	1011.1	1007.9	1430.2	302.1	307.0	381.3	601.1	397.9	4.9	35.1	30.4	37.8	42.0
米国	8182.0	7602.0	7007.0	6765.0	1318.0	882.0	783.0	772.0	938.8	11.6	16.1	11.6	11.2	11.4
二国間合計	21917.6	26214.4	29868.9	33183.3	5949.1	7474.5	8725.5	10089.5	8059.7	100.0	27.1	28.5	29.2	30.4
多国間合計	8468.4	9471.6	10110.2	11326.9	2976.3	3614.0	3983.6	4482.4	3764.1		35.1	38.2	39.4	39.6
アラブ諸国	2975.0	3855.0	2925.7	1931.7	600.3	444.7	360.7	195.7	400.4		20.2	11.5	12.3	10.1
総計	33361.0	39541.0	42904.8	46441.9	9525.8	11533.2	13069.8	1476.7	12224.1		28.6	29.2	30.5	31.8

出所: OECD, GEOGRAPHICAL DISTRIBUTION OF FINANCIAL FLOWS TO DEVELOPING COUNTRIES, 1990

表2-6 サハラ以南アフリカに対するODA実績の推移

項目/年	1985	1986	1987	1988
DAC二国間計	5949.1	7474.5	8725.5	10089.5
贈与	5201.5	6317.0	7022.8	8254.8
(技術協力)	1783.5	2380.2	2716.7	2888.2
借款	747.6	1157.6	1702.7	1834.7
Grantイメント(%)	93.1	91.2	91.1	91.2
多国間計	2976.3	3614.0	3983.6	4482.4
贈与	1774.4	1796.5	1772.7	2592.4
(技術協力)	683.9	729.9	780.5	858.2
借款	1201.9	1817.6	2210.9	1890.1
Grantイメント(%)	89.8	88.6	91.1	89.9
アラブ諸国計	600.3	444.7	360.7	195.7
贈与	369.7	179.9	267.2	83.6
(技術協力)				
借款	230.6	164.8	93.5	112.1
Grantイメント(%)	79.1	85.9	77.2	58.1
EBC及び加盟国	4104.6	5761.5	6757.4	8235.5
贈与	3659.3	4909.3	5310.6	6616.7
(技術協力)	1288.9	1875.6	2235.1	2187.2
借款	455.3	852.2	1446.8	1618.8
Grantイメント(%)	92.4	90.5	82.2	92.1
ODA合計	9525.8	11533.2	13069.8	14767.7
贈与	7345.6	8393.3	9062.7	10930.0
(技術協力)	2467.3	3110.1	3497.2	3746.4
借款	2180.1	3139.9	4007.0	3836.8
Grantイメント(%)	91.2	90.2	90.7	90.3

出所：OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries, 1990

表2-7 主要先進国の対アフリカ二国間ODA実績推移

項目/年	1985	1986	1987	1988
カナダ	334.9	291.0	364.8	384.0
贈与	311.1	273.6	361.1	51.5
(技術協力)	64.9			-55.4
借款	23.8	17.4	3.6	100.0
Grantイメント(%)	99.3	100.0	100.0	100.0
フランス	1463.5	1961.2	2420.6	2688.0
贈与	1090.6	1400.3	1605.2	1772.6
(技術協力)	557.6	849.9	1016.7	955.5
借款	372.9	560.9	815.4	915.5
Grantイメント(%)	83.9	77.4	80.5	82.9
西独	590.3	771.7	943.1	961.8
贈与	636.4	629.9	766.2	799.4
(技術協力)	251.5	345.5	435.4	466.3
借款	-46.1	144.8	177.0	162.3
Grantイメント(%)	96.0	92.0	92.7	92.5
イタリア	449.2	946.0	1148.1	1364.5
贈与	369.9	835.6	746.2	932.7
(技術協力)	170.9	245.8	204.8	112.9
借款	79.3	110.4	401.9	431.8
Grantイメント(%)	93.4	95.1	92.9	85.8
日本	277.5	451.1	592.8	943.2
贈与	205.2	313.9	438.2	695.6
(技術協力)	45.3	71.0	91.4	113.8
借款	72.4	137.2	154.7	247.6
Grantイメント(%)	87.2	86.1	83.5	88.0
スウェーデン	259.4	387.8	380.1	476.4
贈与	259.4	379.4	380.1	476.4
(技術協力)	58.7	58.0	79.9	109.0
借款	-0.1	8.3		
Grantイメント(%)	100.0	99.6	100.0	100.0
英国	302.1	307.0	381.3	601.1
贈与	309.4	339.0	405.9	634.1
(技術協力)	116.9	142.6	159.3	234.8
借款	-7.3	-32.0	-24.5	-33.0
Grantイメント(%)	100.0	99.2	100.0	100.0
米国	1318.0	882.0	783.0	772.0
贈与	1115.0	745.0	678.0	715.0
(技術協力)	236.0	293.0	247.0	311.0
借款	203.0	137.0	105.0	57.0
Grantイメント(%)	94.7	95.1	93.9	96.0

3. 我が国の援助分析と課題

3-1 我が国の政府開発援助の沿革

戦後の我が国の援助は、終戦処理の一環としての賠償からスタートしたといえる。すなわち賠償は1952年に発効した対日平和条約の義務を履行するという性格を持つと同時に求償国側にとって経済発展に有効な資金を受入れるものであり、その意味で政府ベース経済協力の初段階に位置づけられる。54年のビルマとの賠償協定を皮切りに、アジア諸国へ次々と賠償、準賠償（賠償権を放棄した国への無償資金協力）が供与され、すべての履行が修了した77年までの合わせて約5,000億円が供与された。

また、1954年には、アジア太平洋地域諸国の経済社会開発の促進を目的とする国際機関であるコロンボ・プランに加盟、その枠組みの下で政府間技術協力が開始された。

さらに、1958年には、政府の政策に基づき実施される初めての円借款（直接借款）がインドに向けて供与され、本格的な援助が開始された。この直接借款は60年代半ばまでは南アジアを中心に供与されたが、その後は韓国、アセアン諸国など他のアジア諸国、さらに中近東、アフリカ諸国へと供与国を拡大するとともに援助量も大幅に増大していった。

無償資金協力は、1968年から食糧援助、74年から水産無償、75年から文化無償、76年から緊急災害無償、賠償・準賠償が完了した77年からは一般無償がそれぞれ登場し、援助形態は多様化していった。この結果、ODAを直接借款（有償資金協力）と、技術協力、無償資金協力の三本建てにより実施するという現在の援助体制が確立された。

また、60年代には援助国として援助関係国際機関に積極的に参加している。すでに世界銀行（国際復興開発銀行－IBRD）には1952年に加盟を果たしているが、60年には国際開発協会（IDA）設立に伴い原加盟国として参加、61年には経済協力開発機構（OECD）の下部機関である開発援助委員会（DAC）にも加盟した。国内的には援助行政組織、実施機関の整備も進められていった。

3-2 我が国援助理念の推移

我が国の援助は、発展途上国の貧困、飢餓などの諸々の困難を見過ごし得ないという人道的、道義的考慮、さらに発展途上国の安定と発展が世界全体の平和と繁栄にとって不可欠である、という意味での国際社会の相互依存性の認識の上に立って行われている。

しかし我が国の援助は、賠償からスタートしたという歴史的事実から、とすれば「理念を欠く」との批判をあびている。確かに我が国の援助は、内外の情勢の変化を反映して、各時代において特色のある意味合いを与えられてきた。

まず賠償支払いが援助の中心を占めていた50年代から60年代のいわゆる援助開始時期は、

我が国が経済再建を果たすために輸出を至上命令としていた時期であり、アジア諸国の経済発展に対する貢献であると捉えると同時に、輸出指向的な意味合いが有力であった。

60年代後半に入り、円借款の供与を中心とする二国間援助量が増大する時代には、資源需要の急増を背景に資源の安定的確保を志向する傾向が加わった。

70年代に入ると政府ベース援助をてことした民間ベースの経済協力（特に民間直接投資）が東南アジアを中心に活発化し、アジアにおける我が国の経済的地位が急速に高まった。この結果「日本株式会社の進出」という言葉が聞かれはじめ、我が国の援助は利益追求、あるいは経済支配の道具と化しているという批判が強まった。国内でもこのような批判を受け、援助理念の見直しが検討され、援助は日本の直接的利益を追求するものでなく、より長期的、間接的効果を追求するものであるという認識が支配的となってきた。

この時期の理念追求の過程には、60年代半ばから活発化した南北問題に関する議論を踏まえた1969年の「ピアソン報告」、70年の「ティンバーゲン報告」の相次ぐ出版が大きく影響した。両報告ともに70年代の開発戦略のあり方について述べたものであり、人類が世界共同体という連帯意識の上にならば発展途上国の問題を共通の事業として解決して行こうという姿勢を明らかにし、かつ援助を国益から切り離し途上国の貧困、飢餓などの諸々の困難を救うという人道上の見地から行うべきだと強調した。このような国際的認識は我が国の援助理念にも大きく影響した。

1973年の石油危機の発生によって、我が国では資源エネルギーの確保を目的とする援助が増大したが、その後70年代後半に世界第二位の経済大国になったことにより、その経済規模にふさわしい国際的責任を分担すべきという認識の上に、援助の目的が再び問い直された。

1980年発表された「ブラント報告」では、南北間の相互依存関係が高まっている現在、開発援助を飛躍的に拡大することによって世界の平和と安定を実現すべきだと強調した。この後、「相互依存の認識」と「人道上の配慮」が援助の必要性を説く二つの国際的理解として浸透した。我が国でもこのような国際的理念を踏まえつつ、国際的責務分担としての援助拡充に努力してきた。世界第一の援助大国になろうとしている現在では、その影響力の大きさから援助理念の再構築に向けて新たな努力が成されている段階である。

3-3 我が国の対アフリカ諸国援助

我が国のアフリカに対する援助が急速に拡大されたのは、1970年代後半に入ってからであるが、(ODA予算の10%を超過)、87年ベネチアサミットで表明された対アフリカ諸国向け、ノンプロジェクト型無償援助(87年から3か年で5億ドル程度を被供与国の緊急に必要な物資の輸入に当てる計画)、88年トロントサミットで表明された債務救済拡大措置(LLDCに対する債務救済措置を78年度以降80年度末までの円借款債務にまで拡

大)、あるいは、89年アルシュサミットで表明された第二次ノンプロジェクト型無償援助表明(90年から3か年で6億ドル程度を予定)等に見られるよう、近年さらに重点が置かれるようになってきている。

これは、アフリカ諸国が、重要な輸出品目であり外貨獲得源である一次産品の国際価格の低迷、人口の急増、外部からの資金流入の停滞等により、経済成長の低迷、債務残高及び国際収支赤字の拡大等その経済運営困難が深刻化している状況を緩和するために、経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性を改善することに対する援助が重視され出したことによる。

また、アフリカ諸国の構造調整努力を支援するために、先進国、国際機関からの譲渡的資金の流れを増大することも重要であると認識されてきており、世銀が80年代に導入した構造調整融資(SAL)、サハラ以南アフリカ諸国支援のための「アフリカ基金」(SJF)党にも、我が国は「資金環流計画」の一貫として積極的に参加してきている。

3-4 形態別、分野別援助実績

1989年度までの累積実績は別表3-1の通りであり、有償資金協力:5,540億円(48.6%)、無償資金協力:4,607億円(40.4%)、技術協力:1,262億円(11.0%)の割合となっている。また、1989年度の実績は、有償資金協力:804億円(48.4%)、無償資金協力:704億円(42.3%)、技術協力:154億円(9.3%)の割合である。

なお、1989年度実績の各予算に占める割合は、有償資金協力10.9%、無償資金協力33.3%、技術協力7.7%(ODA予算の中で15.3%の割合となる)であり、アフリカ地域に対する援助としては、無償資金協力が中心であることがわかる。

表3-1 アフリカ地域に対する我が国二国間ODA実績

(支出純額、単位:百万ドル)

年		1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	累計
政 府 開 発 援 助	無償資金協力	54.43 (14.5)	83.48 (17.7)	88.06 (19.5)	119.00 (20.0)	133.69 (21.4)	135.28 (21.3)	211.90 (24.8)	272.98 (23.7)	525.96 (35.5)	518.59 (33.3)	2,224.71 (23.3)
	技術協力	31.93 (11.5)	40.29 (11.9)	40.70 (11.5)	38.61 (10.0)	39.93 (9.1)	44.89 (8.2)	69.35 (8.2)	89.74 (8.4)	110.41 (7.8)	113.46 (7.7)	730.83 (8.8)
	贈与計	86.36 (13.2)	123.77 (15.3)	128.76 (16.0)	157.61 (15.9)	173.62 (16.3)	180.17 (15.2)	281.26 (16.5)	362.72 (16.3)	636.37 (21.9)	632.05 (20.8)	2,955.57 (16.5)
	政府貸付等	136.55 (10.4)	86.76 (6.0)	139.47 (8.9)	103.80 (7.2)	37.20 (2.7)	72.08 (5.3)	137.20 (6.4)	153.00 (5.1)	247.55 (7.0)	407.59 (10.9)	1,865.59 (6.8)
	政府開発援助合計 (ODA合計)	222.91 (11.4)	210.53 (9.3)	268.23 (11.3)	261.41 (10.8)	210.83 (8.7)	252.25 (9.9)	418.46 (10.9)	515.72 (9.8)	883.93 (13.8)	1,039.64 (15.3)	4,821.15 (10.6)

注:内は全世界合計に占める割合(%)

出所:我が国の政府開発援助、外務省経済協力局編 1990

表3-2 アフリカ地域に対する我が国二国間ODAの形態別・国別・年度別実績

(1) 有償資金協力

国名	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	累計
アンゴラ	—	—	—	—	—	—
ウガンダ	—	—	—	—	—	10.08
エチオピア	—	—	—	—	—	37.00
ガボン	① 59.12	—	① 120.91	③ 230.66	—	⑤ 469.57
カメルーン	—	—	⑩ 3.27	3.16	⑤ 5.99	42.42
ギニア	—	② 60.00	—	—	—	95.88
ケニア	—	⑤ 50.00	0.02	10.00	⑥ 38.58	⑨ 160.10
コンゴ	—	③ 56.05	—	② 239.52	① 461.04	① 1,294.79
ザンビア	—	—	② 45.79	—	② 106.79	③ 497.54
ジンバブエ	② 18.63	④ 53.57	—	—	—	④ 495.49
シエラレオネ	⑤ 2.57	—	⑨ 3.74	—	—	61.71
スワジランド	—	—	—	—	④ 52.46	118.82
セネガル	—	—	—	④ 41.00	⑨ 1.05	67.05
コートジボワール	—	—	—	2.74	③ 72.00	⑩ 124.74
タンザニア	—	⑨ 12.00	1.36	—	—	66.06
チャド	—	—	—	⑦ 28.54	—	⑥ 382.11
中央アフリカ	—	—	⑧ 6.00	—	—	6.00
トングア	—	⑥ 25.00	—	⑨ 19.00	—	44.00
ナイジェリア	—	—	—	① 286.06	⑦ 22.15	② 709.21
ブルキナファソ	—	—	③ 32.00	—	—	32.00
ブルンジ	—	⑧ 16.00	—	⑩ 17.00	—	33.00
ボツワナ	—	⑦ 21.00	④ 28.00	—	—	49.00
マダガスカル	③ 12.11	⑩ 10.55	⑦ 10.00	⑧ 21.14	—	⑦ 270.81
マラウイ	—	① 94.36	⑤ 22.00	—	⑤ 44.56	⑧ 213.33
モザンビーク	—	—	—	⑤ 40.00	—	47.90
モーリタニア	—	—	⑥ 16.74	—	—	40.51
モーリタニア	—	—	—	3.23	—	16.74
モリシャス	—	—	—	—	—	39.23
ルワンダ	④ 2.96	—	—	—	—	68.50
レスト	—	—	—	⑥ 30.62	—	46.49
スーダン	—	2.42	—	—	—	—
合計	95.40	398.53	289.83	972.67	804.62	5,540.03

- (注) 1. 「年度」は、交換公文締結日による
 2. 「金額」は、交換公文ベース
 3. ○の中の数字はアフリカ地域のおける順位
 4. 合計はスーダンを除く

出所：我が国の政府開発援助、外務省経済協力局編 1990 (表3-2 (1)~(4))

(2) 無償資金協力

(単位：億円)

国名	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	累計
アンゴラ	—	—	—	1.04	—	1.04
ウガンダ	—	2.51	9.70	7.76	14.26	82.88
エチオピア	14.71	14.60	15.49	14.38	24.72	120.83
ガボン	⑥ 27.45	⑧ 26.22	⑤ 36.18	⑩ 22.46	⑦ 35.30	⑦ 243.55
カメルーン	2.30	5.58	6.33	1.00	1.87	35.05
カメルーン	—	—	—	—	—	0.74
ガボン	6.00	0.52	—	6.59	0.39	24.10
ギニア	3.50	6.80	2.80	1.50	7.34	42.71
ギニア	12.50	12.35	4.00	12.40	11.82	92.56
ケニア	2.50	3.00	2.50	1.50	5.00	28.83
コモロ	④ 30.09	④ 32.02	④ 51.20	⑨ 30.56	② 62.74	③ 381.09
コンゴ	4.00	0.88	5.90	2.25	7.24	35.90
ザンビア	0.40	—	—	—	—	2.40
ザンビア	⑩ 16.50	⑨ 20.65	⑧ 32.40	① 60.29	22.94	⑧ 230.58
ザンビア	5.63	0.80	0.80	3.53	—	14.30
ザンビア	③ 36.77	③ 39.68	③ 61.97	⑧ 33.25	① 74.38	④ 363.34
シエラレオネ	4.50	6.00	9.24	8.16	6.08	55.39
ジンバブエ	2.00	4.97	1.50	4.71	13.96	30.77
スワジランド	2.00	4.83	⑨ 27.47	14.88	⑩ 27.98	136.95
セネガル	—	—	—	—	1.50	3.66
赤道ギニア	0.26	3.50	0.18	0.34	—	7.79
セネガル	1.00	0.80	0.80	—	1.00	6.63
コートジボワール	⑦ 26.50	⑦ 27.45	⑥ 35.61	④ 46.58	⑤ 46.94	⑤ 300.52
コートジボワール	7.12	7.42	⑩ 22.89	10.16	24.66	89.91
ソマリア	⑧ 23.77	⑩ 19.68	21.98	13.72	16.29	172.34
タンザニア	② 43.48	② 47.77	② 71.87	⑤ 43.55	③ 60.59	② 459.41
チャド	6.00	6.31	—	1.49	—	25.67
中央アフリカ	10.00	9.27	9.49	9.27	11.11	87.78
トゴ	8.50	5.00	8.00	8.00	11.27	65.12
ナイジェリア	—	12.82	11.60	⑦ 37.06	⑨ 31.64	103.15
ブルキナファソ	⑤ 27.66	⑤ 29.49	⑦ 34.41	20.52	⑧ 34.49	⑥ 249.32
ブルキナファソ	11.95	9.56	4.80	4.00	3.00	72.76
ブルキナファソ	11.00	8.89	10.00	4.00	11.27	80.12
ベナン	4.50	7.30	8.22	7.34	11.00	55.04
ボツワナ	—	—	0.11	—	0.72	1.43
マダガスカル	16.36	16.06	16.68	⑥ 41.39	12.52	⑩ 178.80
マダガスカル	10.75	4.88	18.65	10.37	18.01	88.25
マダガスカル	12.82	11.58	10.32	11.60	15.18	120.49
モザンビーク	⑨ 21.50	⑥ 27.96	21.41	③ 47.77	⑥ 36.48	⑨ 197.52
モザンビーク	1.09	8.49	—	6.75	8.57	40.21
モザンビーク	8.00	7.50	5.50	5.00	7.16	61.89
モザンビーク	8.58	11.05	8.92	9.47	5.88	69.37
ルワンダ	13.40	11.41	13.64	16.57	18.58	136.27
レスト	1.00	3.00	1.50	0.75	1.00	10.59
スーダン	① 69.49	① 65.29	① 94.44	② 59.16	④ 57.55	① 617.78
合計	446.06	478.60	604.06	581.96	704.88	4,607.05

- (注) 1. 「年度」は、交換公文締結日による
2. 「金額」は、交換公文ベース
3. ○の中の数字はアフリカ地域における順位
4. 合計はスーダンを除く

(3) 技術協力

(単位：億円)

国名	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	累計
アンゴラ	—	0.01	0.00	—	0.01	0.01
ウガンダ	0.36	0.12	0.26	0.47	0.59	13.77
エチオピア	⑥ 5.64	2.79	3.25	3.33	2.62	⑨ 45.66
ガーナ	⑤ 6.53	⑤ 6.07	⑤ 7.39	⑦ 7.69	⑤ 8.49	④ 89.20
カボ・ヴェルデ	0.44	0.60	0.22	⑦ 0.16	⑤ 0.24	2.66
ガボン	0.65	0.43	0.10	0.55	0.09	4.21
カメルーン	2.38	0.94	0.32	0.42	0.43	5.52
ガボン	0.78	0.67	0.91	1.11	0.98	5.21
ギニア	0.46	1.11	0.47	0.79	1.50	21.59
ギニア	—	0.05	0.16	0.07	0.11	0.48
ケニア	① 22.54	① 25.44	① 25.70	① 28.40	① 31.31	① 291.14
コモロ	0.42	0.60	0.72	0.94	0.66	4.37
コンゴ	0.01	0.05	0.06	0.11	0.20	0.62
ザン比亚	⑨ 3.24	⑧ 4.08	⑧ 5.18	3.36	4.13	⑧ 59.52
サントメ・プリンシペ	0.02	—	0.11	0.32	0.29	0.95
ザンビア	③ 12.62	③ 12.13	③ 14.43	③ 14.90	② 21.43	③ 107.46
シエラ・レオネ	0.57	0.54	0.34	0.49	0.75	7.20
ジブチ	—	0.12	0.03	0.11	0.34	0.65
ジンバブエ	0.93	3.00	2.64	3.20	3.63	17.66
スワジランド	1.53	0.47	0.21	0.04	0.10	13.30
セネガル	0.15	0.50	0.32	0.42	0.63	2.47
赤道ギニア	—	—	0.11	0.17	0.04	0.36
セネガル	④ 6.78	④ 9.07	④ 8.92	④ 12.40	④ 13.37	⑥ 65.06
コートジボワール	0.84	1.19	1.63	1.94	1.46	11.10
ソマリア	1.22	0.70	1.24	0.86	0.38	8.33
タンザニア	② 12.84	② 14.55	② 19.70	② 15.61	③ 20.94	② 181.84
チャド	0.01	—	0.09	—	0.05	0.23
中央アフリカ	0.52	0.48	1.10	0.90	1.17	5.72
トゴ	0.62	0.39	0.18	0.22	0.33	2.37
ナイジェリア	⑧ 3.32	⑥ 5.63	⑥ 7.14	⑤ 8.19	⑥ 7.58	⑦ 63.02
ニジェール	1.40	2.26	⑩ 3.51	⑥ 8.00	⑨ 5.06	28.18
ブルキナ・ファソ	0.11	0.68	0.21	0.30	0.35	3.30
ブルンジ	0.54	0.40	0.47	0.96	0.54	3.49
ベナン	0.07	0.13	0.49	0.40	0.22	1.77
ボツワナ	0.09	0.03	—	0.12	0.05	5.66
マダガスカル	1.73	1.49	1.23	1.76	⑩ 4.91	25.83
マダガスカル	⑦ 4.86	⑦ 5.45	⑦ 6.56	⑧ 6.53	⑦ 6.40	⑤ 69.96
マリ	0.69	0.43	0.69	0.85	1.37	17.27
モザンビーク	0.18	0.28	0.17	0.64	0.17	1.78
モーリタニア	0.88	0.46	1.95	3.02	3.30	14.64
モリタニア	0.30	—	0.03	0.02	0.01	4.90
リベリア	⑩ 2.65	2.93	⑨ 3.82	⑩ 4.28	4.06	35.42
ルワンダ	2.10	1.20	1.28	3.32	4.32	17.15
レスト	0.10	0.05	0.10	0.05	0.01	0.56
スーダン	2.32	⑨ 3.02	3.00	⑨ 4.98	⑧ 5.23	⑩ 40.40
合計	101.12	107.55	123.45	137.68	154.90	1,262.79

- (注) 1. 「年度」は、交換公文締結日による
2. 「金額」は、交換公文ベース
3. ○の中の数字はアフリカ地域における順位
4. 合計はスーダンを除く

(4) 合計

(単位：億円)

国名	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	累計
アンゴラ	—	0.01	0.00	1.04	0.01	1.05
ウガンダ	0.36	2.63	9.96	8.23	14.85	106.73
エチオピア	20.35	17.39	18.74	17.71	27.34	203.49
ガボン	① 93.10	⑩ 32.29	① 164.48	③ 260.81	43.79	⑤ 802.32
カメルーン	2.74	6.18	6.55	1.16	2.11	37.71
ギニア	0.65	0.43	3.37	3.71	6.08	47.37
ギニア・ビサウ	8.38	⑦ 61.46	0.32	7.01	0.82	125.50
ケニア	4.28	7.47	3.71	2.61	8.32	48.92
コンゴ	12.96	⑤ 63.46	4.49	23.19	51.90	274.25
コート・ジボワール	2.50	3.05	2.66	1.57	5.11	29.31
ザンビア	⑤ 52.63	① 113.51	⑤ 76.90	② 298.48	① 555.40	① 1,966.96
ジンバブエ	4.42	1.48	6.62	3.19	7.90	40.27
シエラ・レオネ	0.41	0.05	0.06	0.11	0.20	3.02
ジンバブエ	19.74	24.73	④ 83.37	⑧ 63.65	② 133.86	⑥ 787.64
セント・ピール・ミクロン	5.65	0.80	0.91	3.85	0.29	15.25
ザンビア	③ 68.02	② 105.38	⑥ 76.40	48.15	④ 95.81	③ 966.29
シエラ・レオネ	7.64	6.54	13.32	8.65	6.83	124.30
ジンバブエ	2.00	5.09	1.53	4.82	14.30	31.42
ジンバブエ	2.93	7.83	⑩ 30.11	18.08	⑤ 84.07	273.43
スワジランド	1.53	0.47	0.21	0.04	1.60	16.96
セネガル	0.41	4.00	0.50	0.76	0.63	10.26
赤道ギニア	1.00	0.80	0.91	0.17	1.04	6.99
セネガル	⑥ 33.28	⑧ 36.52	⑨ 44.53	④ 99.98	⑩ 61.36	⑨ 432.63
コート・ジボワール	7.96	8.61	24.52	14.84	③ 98.12	225.75
ソマリア	⑨ 24.99	⑨ 32.38	24.58	14.58	16.67	246.73
タンザニア	④ 56.32	⑥ 62.32	③ 91.57	⑤ 87.70	⑥ 81.53	② 1,023.36
チャド	6.01	6.31	0.09	1.49	0.05	25.90
中央アフリカ	10.52	9.75	16.59	10.17	12.28	99.50
トゴ	9.13	30.39	8.18	27.22	11.60	111.49
ナイジェリア	3.32	18.45	18.74	① 331.31	⑨ 61.37	④ 875.38
ブルキナ・ファソ	⑧ 29.06	31.75	⑦ 69.92	28.52	39.55	309.50
ブルンジ	12.06	10.24	5.01	4.30	3.35	76.06
ブルンジ	11.54	25.29	10.47	21.96	11.81	116.61
ベナン	4.57	7.43	8.71	7.74	11.22	56.81
ボツワナ	0.09	21.03	28.11	0.12	0.77	56.09
マダガスカル	⑦ 30.20	28.10	27.91	⑥ 64.29	17.43	⑧ 475.44
マダガスカル	15.61	③ 104.69	⑧ 47.21	16.90	⑦ 68.97	⑩ 371.54
マリ	13.51	12.01	11.01	⑩ 52.45	16.55	185.66
モザンビーク	⑩ 21.68	28.24	21.58	48.41	36.65	239.81
モーリタニア	1.97	8.95	18.69	9.77	11.87	71.59
モーリタニア	8.30	7.50	5.53	8.25	7.17	106.02
リベリア	14.19	13.98	12.74	13.75	9.94	173.29
ルワンダ	15.50	12.61	14.92	⑨ 55.51	17.90	199.91
レスト	1.10	3.05	1.60	0.80	1.01	11.15
スーダン	② 71.81	④ 70.73	② 97.44	⑦ 64.14	⑧ 62.78	⑦ 765.60
合計	642.58	984.68	1,017.34	1,697.31	1,659.40	11,409.87

- (注) 1. 「有償資金協力」、「無償資金協力」および「技術協力」の金額の合計
2. ○の中の数字はアフリカ地域における順位
3. 合計はスーダンを除く

3-4-1 有償資金協力

1988年度の有償資金協力実績には、下記の通り、94.4億円の債務繰り延べが含まれている。(債務繰り延べは受取り国にとって新たな資金の流入にはつながらないこと、従って、実質的に新たな援助実績として計上しえないこと、および、これに費やす日本側の必要予算計上のため、新規融資予算が逼迫することに留意)

また、新規案件のうち、構造調整融資関連は、9件 689.1億円(70.8%)プロジェクト案件は3件 189.1億円(19.5%)であり、構造調整支援方援助拡大の傾向がますます強くなってきている。

分野別実績としては、表3-3のとおり、インフラ整備に重点が置かれている。

(1) 債務繰り延べ		(計 94.41億円)
ガ ボ ン		3.16億円
コートジボアール		2.74億円
タンザニア		28.54億円
ナイジェリア		35.60億円
マダガスカル		21.14億円
モーリタニア		3.23億円
(2) 構造調整		(計 689.14億円)
ガ ー ナ	金融セクター調整計画	125.58億円
ギ ニ ア	構造調整計画(2)	10.00億円
ケ ニ ア	農業セクター調整計画	95.00億円
	工業セクター調整計画	91.10億円
セ ネ ガ ル	構造調整計画(3)	41.00億円
ト ー ゴ ー	構造調整計画(3)	19.00億円
ナイジェリア	貿易投資政策調整計画	250.46億円
ブルンディ	構造調整計画(2)	17.00億円
マ リ	公企業部門調整計画	40.00億円
(3) プロジェクト案件		(計 189.12億円)
ガ ー ナ	通信施設拡充計画	105.08億円
ケ ニ ア	ナイロビ給水事業計画	53.42億円
ル ワ ン ダ	ムクングワ第二推力発電所建設計画	30.62億円

表3-3 我が国の対アフリカ有償援助の分野別実績

(単位：億円、%)

	1973~80年 (8年間)		1981~88年 (8年間)	
	金額	(構成比)	金額	(構成比)
運輸、空港、港湾、橋梁	844	(45.6)	379	(13.8)
電気、通信	295	(15.9)	489	(17.9)
水道、道路	203	(11.0)	299	(10.9)
農業、倉庫、食糧援助	86	(4.6)	676	(24.7)
製造業	91	(4.9)	63	(2.3)
鉱業	0	(0)	36	(1.3)
構造調整	0	(0)	352	(12.9)
商債	145	(7.8)	55	(2.0)
債務救済	188	(10.1)	388	(14.2)
計	1,851	(100.0)	2,737	(100.0)

出所：通商産業省「経済協力の現状と問題点」各年版、外務省経済協力編「我が国の政府開発援助」各年版より

3-4-2 無償資金協力

我が国の対アフリカ無償資金協力実績は表3-4の通りであり、一般無償、食糧増産援助の割合が高い。また、表3-5のノン・プロジェクト無償実績を照らし合わせると、一般無償の内、約47パーセントもの高い率でノン・プロジェクト援助が実施されてきていることが分かる。

一般無償内訳では医療・保健、民生改善といったBHNに基づく案件が多く、これに次いで、農林業開発、あるいは運輸通信などのインフラ整備案件が多く採択されている。

なお、債務救済の割合が、急激に増加(89年度26.21億円、全体の17.9%)してきていることに留意する必要がある。これは今後とも急増する予定であり、プロジェクト援助の予算を逼迫する事につながらないとも言えない。

表3-4 我が国の対アフリカ地域無償資金協力の分野別実績

(1) 全体内訳

(単位：億円)

年度	一般	水産	災害	文化	小計	食糧	食糧増産	総計
87	407.88 (30.0)	15.64 (16.1)	0.49 (5.1)	3.56 (17.8)	427.57 (28.8)	71.14 (42.2)	113.50 (31.7)	612.21 (30.4)
88	402.57 (31.9)	26.49 (25.2)	4.24 (5.2)	3.58 (17.9)	436.88 (29.7)	40.92 (29.3)	118.68 (37.1)	596.48 (30.9)
89	506.64 (34.6)	39.57 (39.6)	2.12 (6.7)	3.59 (16.3)	551.92 (34.1)	42.32 (36.2)	113.42 (38.6)	707.67 (34.9)

(注) 1. 「一般無償」には、「一般プロジェクト無償」、「経済構造改善努力支援(ノン・プロジェクト)無償」、「債務救済」及び「小規模無償」が含まれる
 2. ()内は、全世界合計に締める割合(%)

(2) 一般無償内訳

(単位：億円)

年度	医療・ 保険	教育・ 研究	民生・ 環境改善	農林業	通信・ 運輸	債務救済	その他	合計
87	1.05 (0.7)	— (—)	106.05 (40.0)	39.24 (18.8)	58.47 (29.9)	7.07 (9.0)	196.00 (88.7)	407.88 (30.0)
88	10.13 (8.3)	1.70 (0.8)	96.68 (33.5)	56.29 (45.6)	51.41 (23.3)	4.79 (4.0)	181.57 (100.0)	402.57 (31.9)
89	25.90 (17.0)	38.94 (27.9)	68.25 (23.2)	55.30 (26.5)	70.26 (26.7)	26.21 (17.9)	221.77 (99.0)	506.64 (34.6)

(注) 1. 「その他」には、「経済構造改善努力支援(ノン・プロジェクト)無償」および「小規模無償」が含まれる

2. ()内は、全世界合計に占める割合(%)

出所：外務省経済協力局編、我が国の政府開発援助 1990

表3-5 対アフリカ諸国ノンプロジェクト無償資金協力(実績)

国名 (計26カ国)	供 与 額 (億円)						
	87年度		88年度		90年度		合計 額
	額	取極締結	額	取極締結	額	取極締結	
ウガンダ	9	63. 3. 4			5	2. 3. 16	14
ガナ	20	63. 3. 9			15	元. 12. 13	35
ギニア			5	63. 12. 12	3	2. 3. 9	5
ケニア	35	63. 1. 22			30	元. 12. 15	65
ザンビア	35	63. 3. 7			35	元. 11. 2	35
ジンバブエ	35	63. 3. 7	3	元. 3. 9	35	元. 12. 15	70
シラレオ	25	63. 3. 11			15	元. 12. 13	40
スワジランド	25	63. 3. 10					25
セネガル			25	元. 3. 14			25
コートジボワール			20	元. 1. 25	17	2. 3. 19	37
ソマリア			9	元. 1. 13			9
中央アフリカ	25	63. 1. 26			20	元. 12. 19	45
トナリ			7	63. 12. 3	3	2. 3. 1	3
ナイジェリア			30	63. 10. 18	5	元. 12. 14	12
ニジェール	15	63. 3. 16			25	2. 3. 13	55
ベナン					15	元. 12. 27	30
マダガスカル			35	63. 11. 25	3	2. 2. 28	3
マラウイ	3	63. 3. 9			7	元. 12. 12	7
モザンビーク					3	2. 3. 13	6
モーリタニア			25	元. 3. 16	5	元. 12. 15	5
モルワ			5	元. 3. 14	15	元. 12. 15	40
					5	元. 10. 20	5
合計	192	9件	164	10件	261	19件	617

出所：外務省経済協力局編、我が国の政府開発援助 1990

3-4-3 技術協力

我が国の対アフリカ地域技術協力形態別実績は下の通りであり、アフリカ46か国中44カ国にたいし、農林水産業、興業、保険医療、教育、社会基盤、通信放送、運輸交通等の各分野に、協力実績がある。とりわけ青年海外協力隊派遣事業によるアフリカ諸国に対する比重が89年度までの累計で全体の約37%（第一位の派遣地域）と、非常に大きいものとなっている。

表3-6 我が国の対アフリカ地域技術協力の年度別実績
(単位：億円、人)

年度	経費総額	研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	協力隊派遣
86	107.55 (13.6)	497 (8.3)	152 (7.7)	532 (9.2)	305 (37.1)
87	123.45 (13.8)	563 (8.6)	160 (7.0)	628 (10.0)	280 (33.3)
88	137.68 (14.0)	629 (9.2)	173 (7.1)	699 (10.6)	235 (29.9)
89	154.90 (15.2)	729 (9.6)	166 (6.6)	927 (13.6)	259 (29.7)
累計	1,262.79 (13.3)	6,137 (7.0)	2,224 (9.0)	6,741 (9.8)	3,527 (36.2)

注：JICA実績ベース

()内はアフリカ地域のシェア (%)

出所：外務省経済協力局編、我が国の政府開発援助 1990

日本の技術協力としては、(1)研修員受入、(2)専門家派遣、(3)機材供与 という3つの形態に区分され、これら3つの協力形態が、単独あるいは相互の組み合わせによって実施されている。またこの他に、(4)開発調査、(5)青年海外協力隊等が挙げられる。

(1) 研修員受入

開発途上国から、国造りの担い手となる有為な研修員を受け入れ、特定分野における専門知識、技術の移転を行なうのが研修員受入事業であり、89年度で6,137名に達している。

アフリカからの研修員は、89年度729人と全体の9.6%を占めている。

(2) 専門家派遣

開発途上国に各分野の専門化を派遣し、技術指導を行うのが専門家派遣事業であり、89年までの累積で2,224名にのぼっている。

アフリカへの専門家派遣は89年度で166人と全体の6.6%である。

(3) 機材供与

機材供与とは、機材の欠如や不足等のため、技術の訓練、移転、普及等が円滑に行われず、また既存の技術が効果的に活用されていない場合に開発途上国の要請に基づき、必要な機材を供与し、これを通じて当該国の経済的・社会的発展に寄与することにある。

88年度の実績は 100件 21億3200万円を実施。

アフリカ地域は 19件 3億6800万円（17.3%）となっている。

(4) 開発調査

対アフリカ開発調査事業では、累計で 131件、25カ国を対象に実施してきており、無償・有償案件との関係が深い。（別表3-7参照）

分野としては、運輸交通、農業、エネルギー等インフラと農工業に集中している。

(5) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は開発途上国の経済、社会の発展に協力する青年の海外協力活動を促進し、これを助長する事業であり、89年度までの累積実績で37%がアフリカ地域に充てられている。主要分野としては、農林水産、保守操作、教育文化、土木建築等が挙げられる。

技術協力分野別実績

表3-8のとおり、88年度の海外技術協力事業費は、農業、人的資源、保健医療、工業、社会基盤等に重点が置かれている一方、商業貿易、開発計画等に対する実績は少ない。また、表3-9のとおり、予算項目別実績では、青年海外協力隊派遣費、無償資金協力促進費、機材供与費等の実績比率が高く、人口家族計画協力費、農林業協力費、専門家養成確保費等の実績比率が少ない。

表3-7 我が国の対アフリカ開発調査国別・分野別実績
(88年度末までの実績件数)

	農 業	水 産	林 業	工 業	鉱 業	資 源	運 輸 交 通	通 信 放 送	公 益 事 業	エ ネ ル ギ ー	開 発 計 画	社 会 基 盤	科 学 文 化 環 境	計
ウガANDA					1			1						2
エチオピア					1	1	1	1	1	2				7
ガーナ	1			2				1						3
ガボン		1												1
カメルーン	1													1
ギニア	1						1					1		3
ケニア	3		1	2	2	2	4	1	2	2	2	2		19
ザイール							7	1						8
ザンビア	2			3	3	3	2	2						13
シエラ・レオーネ				1			1							1
ジンバブエ	1				2	2	1	1	1					8
スワジランド					1		1			1				2
セネガル	2						2					1		5
コートジボアール	1		1	1										2
タンザニア	3		1	3			7			4	2	1	1	22
ナイジェリア	1	1		1			1		1					5
ニジェール	1			1					1	1				6
ブルキナ・ファソ							1							1
ボツワナ						1								1
マダガスカル					1		1	1	1	3				7
マラウイ					2					2				3
マリ	2								1					3
モーリシャス							2		1					3
リベリア							1			2				3
ルワンダ									2					2
計	20	2	3	14	14	9	33	9	11	17	4	5	1	131
国数	12	2	3	8	9	5	15	8	9	8	2	4	1	25

注：複数の分野にまたがる案件があるため、各分野の合計とが一致しないことがある
出所：我が国の政府開発援助：外務省経済協力局編 1989

表3-8 我が国の対アフリカ地域技術協力の分野別人数および事業費割合
(単位：人)

	人数実績 (89年度までの累計)				事業費割合 (88年度、%)
	研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	協力隊派遣	
計 画 ・ 行 政					
開 発 計 画	153	52	403	38	0.57
行 政	309	19	8	101	1.80
公 共 ・ 公 益 事 業					
公 益 事 業	112	52	608	35	6.63
公 運 輸 交 通	545	122	718	113	3.30
社 会 基 盤	388	145	898	451	7.00
通 信 放 送	1,055	149	308	254	3.86
農 林 ・ 水 産					
農 業	696	196	1,136	526	18.05
畜 産	72	72	87	144	3.66
林 業	124	75	178	38	4.27
水 産	271	110	314	98	5.36
鉱 工 業					
鉱 業	173	28	335	3	2.37
工 業	790	160	260	516	8.49
エ ネ ルギ ー	103	20	356	10	1.49
商 業 ・ 観 光					
商 業 ・ 貿 易	135	17	-	6	0.14
観 光	38	7	-	-	0.08
人 的 資 源					
人 的 資 源	385	265	351	647	13.02
科 学 ・ 文 化	3	30	1	75	1.54
保 健 医 療	655	638	410	402	12.33
社 会 福 祉	68	12	-	-	2.12
そ の 他	62	55	370	70	3.92
計	6,137	2,224	6,741	3,527	100%

(合計 132億円)

注：JICA人数実績による

88年度の技術協力事業費は 132億円

出所：外務省経済協力局編、我が国の政府開発援助 1990

国際協力事業団年報 1989

表3-9 アフリカ地域援助・予算項目別実績
(海外技術協力事業費、単位：億円)

	61年度	62年度	63年度	累 計 (地域別構成費)
研修員受入れ費	16.1	18.7	21.4	143.6 (10.9%)
専門家派遣費	12.8	12.5	13.1	164.2 (14.4%)
開発調査費	13.5	15.1	20.5	184.4 (12.2%)
技術協力センター費	6.0	6.2	9.3	60.5 (8.0%)
機材供与費	3.7	4.2	4.4	30.9 (17.0%)
保健医療協力費	4.9	6.6	6.1	83.4 (16.9%)
人口・家族計画協力費	0.1	0.1	0.3	0.6 (0.9%)
農林業協力費	8.3	8.9	8.4	53.9 (6.6%)
専門家等福利厚生費	0.5	0.6	0.8	5.4 (14.4%)
専門家養成確保費	0.9	1.2	0.3	7.7 (7.7%)
開発協力費	1.9	4.2	2.2	12.3 (17.1%)
産業開発協力費	1.4	2.4	1.3	13.9 (7.9%)
無償資金協力費	5.8	7.9	11.4	31.0 (29.5%)
青年海外協力隊派遣費	26.6	29.7	30.6	261.6 (32.3%)
災害援助等協力費	0.3	0.3	0.3	1.0 (6.5%)
援助効率促進費			1.4	1.4 (17.7%)
合 計	103.4	119.3	132.7	1,056.5 (13.9%)

出所：国際協力事業団年報 1989

3-5 我が国援助の課題

我が国は過去10年にわたり援助量を急速に拡大し、世界への重要な貢献を果たしてきたが、今後は、これまで以上に援助量を増大するとともに、その質の改善に努めること、並びに、主要援助国としてのリーダーシップを積極的に果たしていくことが求められている。また、援助を効果的・効率的かつきめ細かく実施していくために、政策対話の推進、評価の充実を図る他、開発援助のための人材育成、NGOの活用、実施体制の強化等がますます重要な課題となっている。

3-5-1 ODAの拡充と質的改善

(1) ODAの拡充

近年の我が国の援助量の伸びは、DAC諸国の援助量の伸びに比べてみても、非常に急速なものであるが、「先進援助国中の我が国の経済規模に見合った水準」に達するまでには至っていない。したがって今後とも、第4次中期目標に沿って、着実にODAを拡充する努力が必要である。

(2) ODAの質的改善

無償資金協力および技術協力は途上国にとり、返済負担を伴わない贈与として供与されているが、このような贈与部分の拡大および一般アンタイド化の推進と円借款の質的改善は第4次中期目標が示すとおり、今後とも重要な課題である。

3-5-2 効果的・効率的な援助の実施

(1) 計画的援助と政策対話の充実

被援助国の真の開発ニーズに沿った効果的・効率的な援助を計画的に行うことが重要であるが、そのためにはその国の経済・社会情勢、経済開発計画、我が国との二国間関係等援助に関する情報を幅広く収集、整備、分析し、また、既存の各種調査を一層活用することも必要である。これらの分析を基に相手国との政策対話を行い、開発ニーズに有効な国別の援助の方針をさらに策定していくことを検討すべきである。

なお、国別の援助方針を策定していく上では援助方針が独善的なものとならないように、相手国との対話を十分行うことが重要である。援助は供与する側と供与される側の共同作業であり、途上国の自助努力を側面から支援するものであるため、我が国二国間援助の実施に当たっては、経済開発政策の押し付けとなることを避けつつ、途上国の政策対話を通じてこの共同作業のあり方、援助の方針を明確にしておく必要がある。

こうした政策対話に加え、従来我が国が主要援助受取り国と実施してきた無償および技術協力に関する年次協議についても、その対象国数を拡充すべきであり、また、有償資金協力に関しても、従来より実施してきたマクロ経済政策全般に係る政策対話をより

充実させ、被援助国の開発ニーズを一層的確に把握すべきである。

(2) ニーズに合った援助の実施

我が国のODAは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3形態からなり、その援助形態の中でも様々なバラエティに富んだ援助制度を用意し、開発途上国のニーズに可能な限り弾力的に対応できるよう体制を整えてきている。しかし、現実の世界に起きてくるニーズというものは多岐多様であり、従来の取組みでは十分な対応ができないものも増えてきている。従って、効果的・効率的な援助を実施するためには柔軟な対応が求められているが、我が国は、これまでも経済政策支援型援助等、ノンプロジェクト型援助の拡充、内貨融資供与の拡充、資金協力と技術協力の連携強化、リハビリ、フォローアップ援助の拡充、マルチ・バイ協力の活用など様々な施策を採り、これに対応してきているが、さらに充実させる必要がある。

我が国は、援助実施において基本的には相手国政府からの要請に応じて対処するという、いわゆる「要請主義」をとっている。これは、援助は相手国の自助努力を支援するものという我が国の考え方を反映しているが、同時に援助の押し付けを避けつつ、相手国が重視する優先順位の高い案件を取り上げていくべきであるという考え方にも基づいている。他方、環境保全等のように重要であるが案件が要請されにくい分野については、相手国の優先順位を高める努力をする必要があろう。

相手国の案件策定能力を補うため、高度化・多様化した途上国のニーズに十分に対応した優良案件の発掘・形成を能動的・積極的に行ううえでは、我が国自身がよいアイデア、案件策定のためのノウハウを提供していく必要もあろう。また、我が国から援助可能なメニューを提示することを「オファー方式」と呼んでいるが、この方式を今後さらに積極的に採用していくことも重要である。

同時に、我が国の側においても十分に相手側の案件形成・策定に参画しうる体制をさらに整えていくことが必要であり、その一環として案件策定に関わる専門家、コンサルタントの役割は極めて大きいので、かかる専門か、コンサルタントの一層の育成も課題になっている。

(3) 評価の充実

我が国の援助がどのように効果を挙げているかを判定する評価活動が、我が国において組織的に始められたのは80年代に入ってからである。未だ歴史は浅いが、それ以降組織、体制、手法等各方面での充実を図ってきており、外務省では81年に経済協力局長を委員長とする評価委員会を設置し、同委員会の下に82年から毎年度の援助評価結果をとりまとめた「経済協力評価報告書」を公表してきている。

また、評価の内容を充実させる努力も必要であるが、このためには第三者による評価を増やし、客観的な見方を確保することが重要である。これまで外部の有職者、NGO関係者、外国人専門家による評価を行ってきたところであるが、今後このような第

三者の評価を拡充し、より客観的・多面的な評価活動を推進することが必要である。また、被援助国との合同評価も、さらに他の援助国・援助機関との合同評価といった客観的・多面的な評価活動も各方面で増やしていくことが望まれる。

(4) 開発援助のための人材の育成

我が国の援助の効果的・効率的実施のためには、開発援助のための人材の養成、確保が急務となっている、特に強化が求められるのは、途上国の経済状況、開発政策を分析するとともに、途上国の経済開発政策について助言する等の貢献を行いうる開発エコノミスト、各々分野に幅広い知識技術を持ち、途上国国民にその技術を適切に伝授しうる専門家であるので、この育成が急務である。

3-5-3 他の援助国・国際機関との援助調整の拡充

ある開発途上国に対して、複数のドナーが援助を実施するとき、援助資金の効果的活用を確保する上で、重複を避けつつ、各ドナーの得意な分野で援助活動を展開することにより、全体としての開発効果を最も高めることが重要である。加えて、その国の開発の方向性がいかにあるべきかについて意志疎通を図り、各々の援助のあり方につき、検討していくことが肝要である。

今日のように、我が国の援助の占める割合が多く多くの国で大きくなってくると、我が国がこのような援助調節に積極的に参加し、その議論をリードする必要性はますます高まってきた。また、他のドナーの方も、我が国援助の動向を無視し得ないし、我が国援助の役割に対する期待も大きいのである。例えば、今日多くのドナーが開発途上国において、我が国との共同プロジェクトの実施を期待しているが、この背景には多くの先進援助国においていわゆる援助疲れの中で援助資金量が伸び悩んでおり、限られた援助資金を有効に活用していく上で、我が国援助資金との有効な組み合わせを図ってほしいという希望がある。また、我が国としても、経験・知識が浅いもしくは人材の少ない分野・地域において、他の援助国・機関の協力を得ることにより一国では成しえないような高い援助効果を上げることができる。こういう意味で、国際的には共同プロジェクトの実施の重要性につき認識が高まってきたので積極的に取り組む必要がある。

3-5-4 民間協力を含めた国民参加の経済協力の実現

(1) NGOを通じた協力の拡充

外務省は従来よりNGOの自主性を尊重しつつその活動を支援するとともに、NGOとの連絡体制を強化するよう努めてきた。例えば、開発協力活動を実施している一部団体に対し、その開発事業の一部に補助金（89年度 5.1億円）を出してきたが、89年度より上記の団体以外でも、開発途上国において自ら開発事業を行っており、相当の実績と規模のある我が国のNGOに対し事業補助金を交付する制度（NGO事業補助金制度）

を発足させた。

国民参加による国際協力を進める上で、NGOによる協力は草の根レベルの開発事業を直接支援することができる、小規模の協力事業に対し柔軟かつ迅速に対応できる等の特徴を有しているため、これを支援する策を強化する必要がある。

こうした背景の中で89年度より発足してNGO事業補助金制度（89年度予算は総額1億1162万円）は、政府レベルのODAで対応が困難な案件で、被援助国の人道的ないし経済社会開発、民生の安定につながると考えられる案件を対象として我が国NGOに補助金を供与することにより、NGOの対途上国の開発協力を一層拡充させるものと期待されている。

途上国においては、我が国や先進援助国のNGOのみならず、途上国自身のNGOも開発活動を行っている。我が国の援助が、途上国の多様化するニーズにきめ細かく対応していくためには、こうした途上国のNGOや先進国のNGOとの連携強化が今後ますます重要であり、この支援策の強化が必要となってくる。

(2) 民間レベルの経済協力との連携

開発途上国が、経済的自立を果たし自立的な経済成長を達成するためには、先進国からのODAの供与を受け入れるだけでは不十分である。ODAは、基礎生活分野の死活水準の向上や経済の発展の基盤となるインフラの整備には対応できるが、途上国における民間セクターを直接的に支援することは通常不可能である。民間の経済活動が活発にしなければ、開発途上国の経済は「離陸」を達成することができない。

しかし、民間レベルの経済協力は、民間企業が利益の獲得を目的に実施するものであり、累積債務問題等の経済困難を抱える国やインフラが未整備の国に対しては、なかなか行い得ない。そこで、民間資金を可能な限り途上国に振り向けるための、いわゆる触媒的な機能をODAが果たすことが期待される。インフラ整備のための有償資金協力や、経済発展に必要な人材の育成に資する技術協力、ツーステップ・ローンや開発協力事業を通じて、ODAが民間資金の呼び水となり、結果として途上国の経済開発につながるのが望ましい。そこで、我が国は従来から民間レベルの経済協力を含めた、いわゆる総合的経済協力の重要性を主張している。

また、先進国から開発途上国への資金フローは停滞気味である一方、累積債務問題は依然として厳しい状況にあるが、この状況を緩和しこれら諸国の経済開発を支援するためには、ODAとその他の政府資金を含む公的資金をも用いて民間の流入を確保していかなければならない。我が国は、89年7月のアルシュ・サミットの際に発表した、650億ドル以上の資金還流措置も、公的資金を還流することにより、民間資金の流入を確保していくとする姿勢の表れといえるが、今後ともこのような措置の着実な実施・拡充を図っていく必要がある。

3-5-5 援助実施体制の強化

我が国は、これまで援助の量を中心にODAを急速に拡大する努力を払ってきており、その結果、量的には米国に肩を並べようとする援助大国になったわけであるが、それを支える実施体制の充実が、援助量の拡大に十分追い付いてこなかったことは認めざるを得ない。特に開発援助のための人材の育成と開発援助に従事する援助実施者の不足の問題が重要であり、人員不足の解消と専門家の育成は、我が国援助が取り組むべき急務である。

援助の機構面をみると、大半の国においては、援助担当機関は外務省の内局もしくは外局として一元化しており、その上で関係省庁及び学会、財界等の民間部門の協力を得て援助が実施されている。これは、援助は諸外国の経済、社会、文化等を様々な角度から総合的に分析したうえで二国間関係を含めた対外関係全体の中で実施されるべきものであり、外交担当局の全体的な調整の下で行うことが当然と考えられているからである。

一方、我が国では、諸外国のように一機関に集中されておらず、各援助形態ごとに実施体制が異なり、さらにODA予算を計上している省庁に及ぶため、我が国援助のメカニズムが分りにくいとの批判がある。これは、一見して複雑な印象を与えるが、ODA予算の約90%は外務省と大蔵省を集中している。また、円借款は4省庁（外務省、大蔵省、通産省、経企庁）間の協議を通じて供与方針を決定し、無償資金協力は外務省が主管、大蔵省と協議のうえ実施し、JICAベースの技術協力は外務省が関係省庁と協議しつつ援助内容を決定しており、関係省庁間の十分な調整の下に援助が実施されていることに留意が必要である。

<資料 2> アフリカ援助研究会委員名簿

	氏 名	役 職 名
座長	服 部 正 也	ルワンダ共和国 東京駐在名誉総領事 国際復興開発銀行 元副総裁
	青 木 隆	海外経済協力基金 秘書室秘書役
	犬 飼 一 郎	国際大学 大学院 教授
	岩 城 剛	愛知学院大学 商学部 教授
	小 田 英 郎	慶応義塾大学 法学部 教授
	勝 俣 誠	明治学院大学 国際学部 助教授
	神 谷 齊	国立療養所 三重病院 院長
	坂 本 慶 一	大阪産業大学 経済学部 教授 京都大学 名誉教授
	豊 田 俊 雄	東京国際大学 教養学部 教授
	永 松 恵 一	経済団体連合会 経済協力部 調査役
	星 野 昌 子	日本国際ボランティアセンター 特別顧問
	吉 田 昌 夫	アジア経済研究所 総合研究部 研究主幹

(敬称略、五十音順)

<資料3> アフリカ援助研究会タスクフォース名簿

担当分野	氏名	所属先
主査 インフラストラクチャー	青木 滋 磨	国際協力事業団 国際協力専門員
人的資源	小山 良 夫	国際協力事業団 国際協力専門員
開発計画 ('90年3月まで)	鈴木 洋 一	国際協力事業団 国際協力専門員
マクロ経済、構造調整	児玉谷 史朗	アジア経済研究所 総合研究部
保健医療	江頭 栄 二	国際協力事業団 沖縄国際センター 総務部
政治・社会・文化	小野 修 司	国際協力事業団 青年海外協力隊事務局 派遣第二課
農林水産業	水谷 恭 二	国際協力事業団 林業水産開発協力部 林業投融资課
環境	瀬戸 茂 之	国際協力事業団 国際協力総合研修所 技術情報課
援助分析(我が国)	小西 淳 文	国際協力事業団 無償資金協力業務部 業務第二課
援助分析(二国間)	千頭 聡	(財)国際協力サービス・センター
援助分析(多国間)	豊田 早 苗	(財)国際協力サービス・センター
援助分析 ('90年3月まで)	松本 彰	(財)国際協力サービス・センター
援助分析 ('90年4月より)	井上 茂	(財)国際協力サービス・センター
都市開発	寺原 譲 治	(財)国際開発センター プロジェクト調査部

